

令和4年 第2回定例会

# 喜界町議会会議録

令和4年6月6日 開会

令和4年6月13日 閉会

喜 界 町 議 会

## 令和4年第2回定例会会議録目次

### 第1号（6月6日）（月曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、行政報告	6
1、一般質問	8
1. 土岐和貴議員	8
【観光と漂流ゴミの関係性について】	
【旧荒木小学校の活用方法について】	
【農福連携の進展について】	
【熱中症対策を最優先について】	
2. 良岡理一郎議員	21
【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について】	
【ヤングケアラーの実態と対策について】	
【自然災害対策について】	
【町内交通網のあり方について】	
【共同墓（合葬墓）について】	
3. 倉橋博都議員	38
【町の道路工事について】	
【農作業事故防止について】	
【R3年度カラス駆除について】	
4. 野間弘也議員	41
【町民所得について】	
5. 生島常範議員	49
【防災対策について】	
【学校再編の検証について】	
【これまでの「検討課題」の進捗について】	
1、承認第2～7号上程 （説明、質疑、討論、採決）	72
1、承認第8号上程 （説明、質疑、討論、採決）	74
1、承認第9～10号上程 （説明、質疑、討論、採決）	75
1、報告第4～8号上程	77

(町長報告)	
1、議案第24号上程	78
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第25～26号上程	79
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第27号上程	80
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、陳情第7号上程	81
(委員会付託)	
1、散    会	81
 第2号(6月13日)(月曜日)	
1、開    議	84
1、各常任委員長報告	84
(議案第24号)	
1、総務文教常任委員長報告	87
(議案第25号)	
1、産業福祉常任委員長報告	88
(議案第26号)	
1、総務文教常任委員長報告	89
(陳情第7号)	
1、報告第9号上程	90
(町長報告)	
1、議案第28号上程	90
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第29号上程	91
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第30号上程	93
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第31号上程	94
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、発委第1号上程	95
(質疑、討論、採決)	
1、議員派遣報告について	96
1、議員派遣の件について	98
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	98
1、閉    会	99

# 令和 4 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 4 年 6 月議会

令和4年第2回喜界町議会定例会会期日程

6月6日開会～6月13日閉会 会期8日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
6	6	月	本会議（開 会）	一般質問・議案上程	
	7	火	休 会		
	8	水	各常任委員会	付託議案審査	
	9	木	休 会		
	10	金	休 会		
	11	⊕	休 日		
	12	⊕	休 日		
	13	月	最終本会議	委員長報告・他	

# 令和 4 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 4 年 6 月 6 日

(第 1 日)

令和4年第2回喜界町議会定例会

令和4年6月6日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 一般質問

通告順

1. 土岐和貴君

【観光と漂流ゴミの関係性について】

【旧荒木小学校の活用方法について】

【農福連携の進展について】

【熱中症対策を最優先について】

2. 良岡理一郎君

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について】

【ヤングケアラーの実態と対策について】

【自然災害対策について】

【町内交通網のあり方について】

【共同墓（合葬墓）について】

3. 倉橋博都君

【町の道路工事について】

【農作業事故防止について】

【R3年度カラス駆除について】

4. 野間弘也君

【町民所得について】

5. 生島常範君

【防災対策について】

【学校再編の検証について】

【これまでの「検討課題」の進捗について】

○日程第6 承認第2号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

- 日程第7 承認第3号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第8 承認第4号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第9 承認第5号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第10 承認第6号 令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第11 承認第7号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第12 承認第8号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第13 承認第9号 喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 承認第10号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第16 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
- 日程第17 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第18 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第19 報告第8号 令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 議案第24号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画について
- 日程第22 議案第26号 喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第27号 高規格救急自動車の物品売買契約の締結について
- 日程第24 陳情第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について



1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	3番	生島常範君
5番	倉橋博都君	6番	榮優太君
7番	野間弘也君	8番	良岡理一郎君
9番	河上弘仁君	10番	幸一美君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

---

1. 欠席議員（1名）

2番 米田信也君

---

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君      事務局 局長補佐 竹内功君

---

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

ただいまから、令和4年第2回喜界町議会定例会を開会します。

---

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、土岐和貴君及び生島常範君を指名します。

---

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から13日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

---

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。3点あります。

1点目は、去る5月10日、奄美市名瀬の市民交流センターにおいて、第63回奄美群島市町村議会議員大会が開催されました。新型コロナウイルス感染予防対策により、2年間中止となり、3年ぶりの開催でありました。

離島地域での物価高、燃油価格差の是正など、国や県に要望する議題5件を採択し、新型コロナウイルス収束に向けた感染予防対策や奄美群島振興交付金の充実、拡充など18項目を決議しました。

2点目、去る5月17日に町村議会議員研修会が鹿児島島市民文化センターで開催されました。

合同会社ソナエルワークスBCP策定アドバイザーの高荷智也氏の防災対策について講演があり、地球の火山の7.4%が日本にあり、台風上陸においては9.7%が日本に上陸している。地

球の大地震の15.1%が日本で起きている。このように自然災害大国日本において、いつでも起こりうる災害に対して、良好な対策を取る方法などについて講話がありました。

引き続き、「リーダーってなんやねん、人の心のつかみ方」について、元吉本興業伝説の女マネージャーで有限会社志縁塾代表取締役大谷由里子氏が、故横山やすしさんや宮川大助・花子さんのマネージャー時代のエピソードを交えて、笑いをういた人材育成方法について講話されました。

3点目は、去る5月25日に各種協議会が奄美市名瀬の市民交流センターでありました。

奄美群島広域事務組合は臨時議会を開き、令和4年度奄美T I D A ネシア基金特別会計補正予算など、2議案を可決しました。9月に米国のカリフォルニア州で観光物産展を開催するための事業費を追加計上しました。

次に、奄美群島航路対策協議会の総会では、鹿児島・沖縄航路の船内で各島々に寄港時に流れていた島の音楽の再開を求める要望書が採択されました。

次に、奄美群島大島紬振興対策協議会では、令和3年度決算と令和4年度事業計画を承認し、新たな取組として、泥染めを施す前後の糸を市町村に提供する予定で、多くの人に糸に触れてもらうよう公共施設などに展示してほしいという協力がありました。

以上で議長報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（榮 哲治君）

日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

##### ○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは、行政報告を申し上げます。

ただいま議長のほうからも報告がございましたが、まず先月の5月24日から26日の3日間、奄美市市民交流センターにおきまして、27の各種協議会の理事会や総会が開催され、出席いたしました。

内容の概要につきましては新聞等で報じられていたようでもございますので、ここでは個々の協議会の内容については割愛させていただきますが、26日の最終に令和4年度第1回大島地域行政懇話会が大島支庁長、奄美群島振興開発兼総務企画部長、保健福祉環境部長、農林水産部長、建設部長及び瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部の各事務所長と奄美群島広域事務組合事務局長と、それから郡内12市町村長が参加いたしまして開催されました。

議題としましては、昨今の社会情勢の変化に関わる地域の課題取組方針等について、事前に各市町村が現在取り組んでいる重点施策を五つの事業以内で取りまとめ、紹介しておりました。

本町が挙げましたのは、一つ目として、コワーキングスペース整備事業。概要は廃校となっ

た荒木小学校の校舎を改修し、コワーキングスペースやサテライトオフィスを整備する。またカフェを併設し、町民も利用できる施設とすることで、ワーケーションで訪れる方々と地元住民との交流施設とするものでございます。事業費は令和3年度から4年度の事業として約8,000万円。

二つ目としましては、一般廃棄物最終処分場の整備事業。概要はこれまで本町は焼却灰を島外へ排出しておりましたが、令和4年度から一般廃棄物最終処分場の建設に着手しており、令和6年度に完成予定でございます。事業費としましては約16億1,000万円を見込んでいます。

三つ目として、営農研修施設改修事業。概要は研修や試験栽培を行う営農支援センターに営農の基本である土づくりのための土壌試験室を整備し、農作物の生産性を向上させ、稼げる農業、魅力ある農業の実現を図るものでございます。事業費としましては令和3年度から4年度事業で約6,300万円を見込んでおります。

四つ目は、学校給食費無償化事業。概要としましては、子育て世代の支援を目的に、小中学校に通う児童生徒の学校給食費の無償化を令和4年度から実施し、2,773万8,000円の予算額を町単独で行います。

五つ目は、島の魅力発信事業として、喜界島の情景や魅力を紹介する訴求力の高い動画を作成し、国内外に喜界島の自然の美しさや開放的な雰囲気伝え、喜界島の認知向上と観光客の増加を図ります。令和4年度事業費としましては2,860万円を見込んでおります。

以上が本町の現在取り組んでいる事業としてピックアップ紹介しまして、情報交換を行いました。

次に、6月1日は東京にて奄美群島農業農村整備事業推進協議会として、会長であります大久保伊仙町長と副会長の私と龍郷町の則副町長が参加し、令和5年度関連予算編成に伴う要望書を鹿児島県選出の国会議員の先生方と、それから、関係省庁に提出いたしました。

要望としましては、一つ目として、農業農村事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、事業効果の早期発現を図るため、当初予算での安定的な確保と、二つ目としましては、令和5年度の新規要望地区の確実な採択をお願いしたいということ。

ハード事業としましては、郡全体で14地区のうち、喜界町は畑地帯総合整備事業の嘉手浦地区、それから農業水路等長寿命化・防災減災事業の上の当ため池と新池3号ため池の3地区が該当します。

ソフト調査計画としましては、全体で11地区のうち、喜界町は農地整備事業実施計画策定の花良治地区の1地区が該当いたします。

3点目として、国営付帯県営事業を含めた大規模畑地かんがい事業の着実な推進を図るため、所要額の確実なお願いをしたいということを申し上げて、この3項目を要望してまいりましたことを報告しまして、本日の行政報告といたします。

#### ○議長（榮 哲治君）

以上で行政報告を終わります。

---

#### △ 日程第5 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第5、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

観光と漂流ゴミの関係性についてほか3件、土岐和貴君の発言を許可します。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様おはようございます。令和4年第2回定例会一般質問のトップバッターを務めます。最後までよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に一つだけ。私は今、広報委員に入っております、委員長含め委員の皆様と町民の皆様により多く、分かりやすくこの議会のことを伝えたく、試行錯誤しながら作成しております。その中でたくさんの御意見などもいただいております。

はがきアンケートを実施して、第1回目が大好評だったので、第2回目も実施することができました。その中で意見や御要望をたくさんいただいて、議会だよりに掲載しております。

ただ掲載するだけではなくて、今後、その意見や御要望をしっかりと議会と執行部と連携を図りながら、対応できるものは取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

質問事項1、観光と漂流ごみの関係性についてです。

現在、奄美群島が世界遺産に認定されて、喜界町も目を向けられるようになったと思います。その中で最近ではメディアのほうも来ていただいて、喜界島のPRもしていただいております。

喜界町に観光や来島された方々が海沿い、海岸沿いを通っていると、やはり目につくのが漂流ごみです。その漂流ごみに驚かされている方々も多くいると聞いております。

私たち町民は漂流ごみだと認識できますが、初めて来島される方々にとっては、これは何なんだと。この漂流ごみは流れ着いたものなのか、それとも島の人が捨てたのか。なぜこのように対応しないのかと、いろいろな疑問点が出てくるのは当然だと思っております。

この問題に取り組んでいくために一番私の中で重要だと思っておりますが、結論からお話ししますと、この漂流ごみの問題、取組について一番重要なのは島全体の意識改革だと。町民の意識改革が本当に必要なんだと私は思っております。

その理由といたしまして、やはり住んでいる町民の皆様。人は初めて見るもの、初めて見る漂流物、漂流ごみに対してはやはり問題意識が湧きます。しかし、それが当たり前のように海外沿いにごみがある状態が続くとそれが当たり前になってしまい、人間の本質的にその場の一部、その場の置物として捉えていく傾向があるので、自然と問題意識も薄れてくると考えております。

しかし、初めて来られる方々にとってはやはりびっくりされますし、問題意識も強いですが、どうなってるんだと、いろいろと質問されることも多くあります。

この中で、まず一つ目の質問に入りたいと思います。

(1) 本町において、この漂流ごみについての認識、そして、今まで、そして、これからも協議会を行っていくのか、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

それでは、漂着ごみについての御質問にお答えいたします。

漂着ごみについては地球規模での環境への影響が指摘されております。国や各国で取り組むべき課題だと、問題だと認識しているところです。

町では広報機会を通じまして、2020年、令和2年の10月から4か月間にわたり、ごみ問題について特集を組みました。その中で海岸漂着物についても周知を行っているところであります。また、今年3月に地域女性団体連絡協議会で2回、それから、5月には民生児童委員の協議会でごみ問題全般についてお話をさせていただきました。

それから、海岸漂着物だけの協議会というのは今のところございません。しかしながら、区長会や地域女性団体連絡協議会、それから長寿会、ボランティア団体、地球環境を守るかごしま県民運動推進委員、それから商工会、スーパー、産廃取扱い業者、一般廃棄物の収集運搬受託者、それから行政から組織されますごみ処理対策検討委員会というのがございます。その中で、それを年1回ないし2回の会議を開催して、現状や課題の対策について協議をしております。海岸漂着物の収集の量とかについても報告しているところであります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃったように、定期的な検討会だったり、意見交換を行っているということですが、それだけでは一部の関係者はその問題について取り組めますが、やはりまだまだ島全体、民間を通してと考えると、なかなかまだ周知徹底に至っていないんじゃないかと思っております。

その中で令和4年度当初予算の中でこの漂着物の補助金も出ておりました。その中で予算約900万円計上されておりましたが、その中で業務委託が850万円。このことを具体的に数字で表してみると、まず1日当たり1万円という計算で考えたときに、月17日働いて10名体制でやったとしても約5か月ほどしかこの850万円では業務ができないということで、到底、予算も不足しておりますし、人材不足も懸念される場所ではあると思います。

令和3年度の繰越明許費の中でも、前年度の繰越分が1,352万円ほど繰り越されてるということで、そこも漂着物だけではないかもしれないですが、軽石問題と並行して、よりいい対策を取っていただきたいなと思っております。

その中で、(2)の質問なんですけど、海岸漂着物地域対策費の予算見直しはできないか、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

予算の見直しについてお答えをいたします。

ここ5年ほど約800万ほどの予算を毎年確保しておりますけども、9割は補助金になっております。事業担当課としては予算を増額したいという希望はございますが、本町の予算の割り振り、あるいは国の予算の確保もございますので……。しかしながら、財源の乏しい本町では補助金なしにはなかなか事業も拡大は難しいと考えてます。

国や県には事業費の増額をお願いしてまいりたいと思います。今年度、また増額の要望等が来ておりますので、それには確保できるよう、事業費を要求、要望したいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

ぜひ予算確保していただければ、より多くの漂流ごみに対応ができると思いますので、よろしくをお願いします。

国は令和4年度海洋関連予算で5,106億円の予算を計上しております。その中で環境省の予算の中でももちろんこの海岸漂着物の予算関係も出ておりましたが、そのほかにもプラスチック行動有料化事業で11億9,000万円だったり、海洋プラスチックごみ総合対策費2億1,000万円だったりというのを計上されておりました。この事業に関してはすぐ本町で取り入れるというのは非常に難しいことではあるんですが、様々な視点から問題解決に向けて、要望であったり、お願いだったりすることは可能ではないかなと思っております。見えるもの、見える漂流ごみだけではなくて、ほかの部分でも問題が生じているのではないかと、そういうことを踏まえて取り組んでいただければと思っております。

その中で漂流ごみはただ海岸にあるだけではなくて、やはり海から流れてくるものである。漁船であったり、船舶にも影響するのではないかと思ひ、国土交通省のほうにいろいろ予算関係を含めて問合せをしてみました。その中で奄美群島・小笠原諸島の振興開発に200億3,000万円、そして、離島の活性化に対する支援金で380億6,000万円が計上されておりました。

実際にこのような事業を漂着物、漂流ごみに予算を充てられているか質問したところ、今現在はそのようなことは奄美群島では活用しておらず、主にハード面で活用してると。ソフト面は今後の課題として取り組んでいくというような回答をいただきました。

環境省からもそうなんですけど、やはり予算確保だけでは追いつかない部分もあると思うんですが、その中で、今、本町でできることと言えば、町民の人たちと力を合わせて、少しでもこの問題について考えていく。そして、行動に移していくということが重要だと思っております。

そこで、（3）の質問に入りたいと思います。

予算確保だけでなく、町民の皆様と力を合わせて取り組む事業は可能だと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思っております。予算の確保だけではなくて、町民と力を合わせて取り組む事業も何らかの形で必要ではないかと思っております。

予算は毎年800万ほど確保しておりますけども、実質的にはそれは拾うほうの予算だけではなくて、処分費にも回しますので、どうしても期間が短くなってしまいがちです。ですので、そういったところも考慮してもらえよう要望しながらやっていきたいと思っておりますが、それだけではやはり人数的なものも限られておりますし、町民の皆さんが協力いただけるのであれば、何らかの機会ですといった事業というか、イベント等もできればなどと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

先ほども私のほうがおっしゃいました一番重要な島全体の町民の意識改革の件なんですが、その具体例を挙げますと、私が考えるにはやはりこの島のトップである町長が一声、みんなでごみ拾いするぞと、海岸沿いのごみを拾うぞと、月1回でもいいからみんなでやろうという、その意思をどんどん町民の方々に発信していけば、1人でも多くの方がその問題に気づき、問題点を改善していこうとなってくるのではないかなと思っております。

この年間計画に取り組むのは非常に難しいことだとは思いますが、もうやる前提で組んでいけば、最初は慣れないかもしれないですが、それが当たり前の喜界島に、喜界町になっていくのではないかと思っております。

そのように常に環境について問題意識を持って取り組んでいる町というのはなかなかないですし、それを実現できれば、喜界町のPRにもなると思います。話題性も大きいですし、これを短期的にではなくて継続的に行うことでメディアだったりSNS等でも話題になり、自然と喜界町のPRができるのではないかと私自身は思っておりますので、いろんな方面で難しいかもしれませんが、町長、ぜひそういうふうな取組を行っていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

奄美市では奄振交付金を活用して持続可能な観光メニューを提案しておりました。2022年度の新規事業で環境保全と観光振興の両立を図るなどを目的に、観光客に海岸清掃などを体験してもらい、つなぐ未来へ奄美観光×環境保全促進事業を実施ということの記事で書かれておりました。その中で分かりやすく言いますと、地域と、そして観光客、そして事業所。この三つが一緒につながっていくことで持続可能な観光プランの構築を図ると掲載されておりました。

そこで、（4）の質問に入りたいと思います。

本町において、漂流ごみと観光をうまくリンクさせることは可能ではないかなと思っておりますが、その点について見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）



土岐議員の漂着ごみの観光とのリンクについてお答えさせていただきます。

島国である我が国、そして、本町もそうですけれども、海に囲まれている以上、海岸漂着物というのは避けては通れない問題だと思っております。先ほども町民税務課長の答弁でもございましたとおり、近年では海洋に流出するプラスチック類やマイクロプラスチック類が生態系に与える影響といったところが国際的な関心であったり、課題といったところが共通認識とされているところでございます。また、世界全体で取り組まなければならない問題ということで、持続可能な開発目標SDGsのターゲットにもなっているところでございます。

議員御指摘のとおり、漂着物というのを単なるごみと捉えるか、もしくは一つの資源として捉えるかといったところにもなろうかと思えます。先ほど御紹介がありました奄美市の取組であったり、与論町のほうも先駆けてそういった取組をされてるということでございます。

本町におきましても、海洋プラスチックを活用したアクセサリーを製作する事業者も出てきておりますので、そういった方たちの御意見も拝聴しながら、他の自治体の取組を参考に、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃったように、新たにそれを加工品だったりとかアクセサリーにするというのは非常に素晴らしいなと思っておりますので、そういう作る方々が増えていくというものすごく大事なことだなと思っております。

そのほかにも具体例を挙げますと、ある自治体では漂流ごみを活用してアート作品を造ったりだとか、あとはそれを大々的に大きくアート広場という形でうまく活用している自治体等もありました。

本町においては独自の取組として、来島された方、観光で来られた方にまずは周知してもらうために、より多く流れる海岸のところに看板等を設置してもいいのではないかなと。これは漂流ごみですと。本町はこの漂流ごみに対してこのような対策を行っています。そういうふうな文言があれば、より来島された方もこの喜界町はそういう問題にも取り組んでるんだと、目に見えて分かることだと思います。今後、そういう部分も対策の一つとして入れていただければ、より喜界町をより本当にきれいな部分だけではなくて、汚れてる部分も一緒に見ていくことで、本当にきれいな喜界島が成り立っていくんじゃないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

先ほども私のほうがおっしゃいましたが、やはりこの問題は世界的な問題で喜界町だけの問題ではないんですが、世界の問題だからといって喜界町は何もするのではなく、今も十分たくさん取組はしてるんですが、その取組をより多くの人たちともっと共有してできるように考えながら、この議会と執行部、そして町民、皆さんで考えられるような取組を今後やっていければ、10年後20年後、増え続ける漂流ごみの対策が必ずできてると思うので、そこはもっと力を合わせてやっていければと思っております。

ここで、（5）の質問なんですけど、やはり拾うだけではなくて、減らすということも重要に

なってきました。その件について、もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

土岐議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ何か手だてができるかといえば、なかなか漂着物ですので、海岸の漂着物を全部調べてみますと、やっぱり海外からのほうが非常に多い。それと一番多いのはやっぱり漁具です。ブイであったり、プラスチックであったり、それからロープ。こういったのが80%ぐらいを占めます。ですので、そういったところでの国あるいは世界各国での取組が必要なのだらうと思います。

海岸に漂着した分については拾いますけども、海底深く沈んだプラスチックもあります。それらの処理もどうするのか。本当に世界で、みんなで考えていかなければならないという問題だと思います。拾うだけでなく、減らすということですが、今、対症療法にしかになっておりませんので、根本的な治療をするような形がいいのではないかと思います。

漂着物もそうですけども、島内でも不法投棄は非常に多いです。これを拾うだけでなく、どう対処するかというのは、そういう不法投棄にもつながっていくのだらうと思いますので、もうちょっと知恵を絞って考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

本当にこの問題は長期的な問題ではあると思うので、すぐすぐ解決はできないかもしれないんですけど、問題意識を常に持つということが非常に大事なので、ただ海岸沿いにある物ではなくて、常にこれは流れ着いたごみなんだと認識できるように、町民全体でも考えていけるような取組を行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問事項に入りたいと思います。

質問事項2、旧荒木小学校の活用方法についてです。

先ほど町長のほうからも施政方針の中で旧荒木小学校を活用し、コワーキングスペースなどを活用すると報告がありました。令和3年度一般会計予算の6,600万円計上されていた旧荒木小学校。コワーキングスペースを開設。その中でキッズスペースや飲食可能なスペースを開設予定と伺っております。

その中で、まず（1）の質問に入りたいと思います。

この飲食スペースを活用して、どのような施設、または飲食スペースにするのか、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

先ほども行政報告の中で申し上げましたが、また令和4年度第1回の定例会の際にも土岐議員の質問にお答えしたところですが、今年度、奄振交付金を活用しまして、コワーキング施設、サテライトオフィス、それからフードコート、飲食店ですね。幼児向けのプレールームを完備した複合施設建設を旧荒木小学校の一角に整備いたしまして、本町の良さを生かしたコミュニティーの場となるよう、現在、計画を進めているところでございます。

詳細につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の飲食スペースに対する御質問にお答えいたします。

現時点での計画でございますけれども、まず食事提供を一店舗、それから、飲物の提供を一店舗、最大二店舗を想定しております。また、飲食用の椅子、そして、テーブルの設置。テイクアウト、いわゆる持ち帰りも想定しております。

それから、キッズスペースにも小規模な飲食スペースを設け、子供を遊ばせながら休憩できるような施設というふうに想定してるところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

旧荒木小学校にそのようなスペースが確保できると、より今まで以上に荒木集落、島全体も盛り上がっていく、活性化していくと思っておりますので、すばらしい事業だと思っておりますので、必ず成功できるように、行政だけではなくて、議会、民間と力を合わせてやっていければと思っております。

先日、龍郷町の荒波龍美館に行ってきました。地域活性化の担当の方のお話を幾つか聞いてきました。その中で担当の方が一番重要視されていたのは、やはり地域とのつながり、地域とどう向き合っていくか、どう協力し合って、その場所を盛り上げるかということが一番を考えて、何度もおっしゃっておられました。

その中で龍美館は宿泊施設、そして飲食店。そして、あとは相談窓口。この三つを軸に経営をされているんですが、その中ですごく私のほうでも面白いなど、これは話題性もあるなど思った一つが各地域の方々を5名体制で飲食スペース、飲食店で雇って、月曜日は〇〇さんの何々定食、火曜日は〇〇さんの何々定食と、毎日、日替わり定食を楽しめる方法を取り入れておりました。

これは来島される観光で来られる方はもちろん、島の方々、地域の方々もすごく魅力的で行ってみたいなど話題性もありますし、いいものはまねして、まずやってみてもいいのではないかと。そこでいろいろ話を聞きましたが、やはり観光の方だけではなくて、その周り、地域の方々も実際に食べに来るといふふうにおっしゃってました。

まだいろいろ計画中ではあると思うんですが、そういうことも可能ではないかということ踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

本町でも先ほども言ったように飲食スペースを活用して、島料理食堂というものを開設し、郷土料理であったり、地域の方々と島に来られた方々が一緒につながる場所づくりは必要ではないかと。そして、検討できるのではないかと考えておりますが、その件について見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域のコミュニティーという位置づけでコワーキングスペースの改修事業を行うということでございます。

島料理食堂につきましては、先ほど議員が御提示いただきました龍郷町の事例もございます。ただ集落の方々の日替わりで運営するということになると、その団体等で組織化する必要性があるのかなと考えているところです。

ですので、そこが既存の団体があるのかないか。もしくは新規団体を立ち上げなきゃいけないのか。もしくは提供する飲食店のほうでやっていただけるのかどうかといったところも含めまして、今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今の話の流れで（3）の質問に入るんですが、この新規事業で新たな雇用創出、もしくは管理体制はどのような体制になっているのか。もしくは検討中の事例がありましたら、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

まず雇用創出についてですけれども、当然、新規事業の展開となりますので、そこで何らかの雇用創出につながるものと考えております。

次に管理体制についてですけれども、現時点でございます。個人であったり、運営会社の公募、それか入居する飲食店のほうで管理委託を予定しております。

ただし、実際の運営につきましては、基本的に自立した運営を目指していただきたいというのがございますけれども、開設から一定期間につきましては厳しいことが想定されますので、そういったところも含めまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後は地域おこし協力隊員も含めて、一緒に行政だけではなくて、民間も地域を含めて新たな事業。新規プロジェクトも立ち上げていいのではないかなと。旧荒木小学校の活用方法についての新しいプロジェクト。そこで意見交換であったりとか、情報共有できるプロジェクトも立ち上げてもらいたいのではないかなと思っています。

そして、地域でやるということで一番大事なのは、やはりどう人の流れを生み出すかということも重要です。地域での稼ぐ力、能力というのも今後必要になってくると思います。そこは行政だけに頼るのではなく、しっかり民間の方々も企業の方々も真剣に成功させるんだという、一致団結するというのがすごく大事だなと思っていますので、引き続き、取組のほう、よろしくをお願いします。

それでは、質問事項3に移りたいと思います。

農福連携の進展についてです。

私は今までも一般質問の中で障がい者雇用であったり、ひきこもりの方々が集える憩いの場の開拓、今ある既存の場所だけではなくて新たに開拓することで、それぞれの症状に合った居場所づくりができるのではないかとということを質問してきました。

その中で今回は農福連携について、再度、幾つかお伺いしたいなと思っているんですが、今回、農家を対象に人材、労働力についてのアンケート内でこの農福連携を取上げていただいたということで、その中で幾つか質問させていただきたいと思います。

①と②を一括して質問したいのですが、今回、このアンケートを通して、どれぐらいの農家さんの理解度があったか。そして、興味を持った農家さんであったり、就労を希望する農家さんの件数がもし分かればお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの土岐議員からの御質問にお答えいたします。

前回の一般質問でありましたとおり、農業振興課では認定農家200軒を対象に人材、労働力確保についてのアンケートを実施しております。そのうち約6割強の皆さんに回答をいただいております。この調査はただいまありましたとおり、人口減少や高齢化社会に伴う農家戸数の減少、労働力不足が喫緊の課題となっており、農家の皆さんの現状や意向を把握し、労働力を確保できるシステムの構築を図る目的で実施しております。

その中で働き手の一つとして農福連携の制度などについて、お知らせ、御案内をさせていただいております。併せて、その雇用の意向についても調査を行っております。

その調査の結果において、1点目、2点目についてですが、農福連携による雇用を検討、希望している、または今後検討していきたいを含めまして、9件の希望が上がってきております。以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、9件という件数を聞いたんですが、私の中ではすごく多いなということで、すごくうれ

しい気持ちでいっぱいです。農福連携に関しては、本当に本町でもやっとスタート段階だと思いますし、これからいろんな対策だったりとか、取組を行っていくと思うんですが、今、この現状でも9件という数字があるということは非常に素晴らしいことだと思っております。

今現在も私のほうがこのように質問していく中で、行政の皆さんもすごく動いていただいて、いろんな取組だったりとか、今後の対策等を考えていただいているので、その対象の方々、こういうふうに障がい者雇用だったりを真剣に考えている施設だったりとか法人の方々からはすごくありがたいという声をいただいています。これを一過性にするのではなくて、まずは長期的にどう考えていくかというのを何度も検討していく必要があると思います。

ここで、③の質問なんですが、今後の課題と取組についてお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

お答えいたします。

今後の課題と取組についてでございますが、課題としましては、障がい者の方への作業の指導方法や体調管理、心のケアなど、現場でのサポート面が課題となっております。福祉に関する専門知識を有する人材発掘、人材育成が鍵となっております。そのため、まずは障がい者支援事業所自ら無理のない程度で農園を開設していただきまして、現在、そこで農作物の栽培から収穫作業を行うといった計画を事業所側と進めているところでございます。

その中で農業振興課としましては、現段階では農地のあっせんであったり、作物の栽培指導、また初期費用の支援などに取り組んでいきたいと思っております。今後も障がい者施設との話合いの継続をしながらしていく計画もしておりますので、そういったところで今後も具体的な支援であったり、要望であったり、そういったのを伺いながら対策を検討していければなと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃったように、やはり今後も情報共有だったり、意見交換は必要になってくると思います。

事業者であったり、法人を運営してる方々にとっても、行政との一過性のつながりじゃなくて、継続的に話合いをしたいと。ただ要望を出して、すぐすぐやってほしいとかではなくて、まずは悩みだったりとか、今、できていないこととかを真剣に聞いてほしいというのが一番要望が強かったので、そこを踏まえて距離を少しずつ縮めていけたら。この取組で一番重要なのは、障がいを抱えてる方だったりとか、非行になってる方々を救う、社会性を養うというのが一番重要だと思うので、そこをちゃんと目的に置いて、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

その中で④の質問なんですが、企業であったり、法人、民間向けに農福連携を成功されている事業所などもあります。その方々による講演会等を実施することでより理解度も深まります

し、やはり小さな喜界島ですつといるとなかなか学ぶ機会というのは少ないので、そういう講演会や講習会を実施することは可能ではないかなと思うんですが、その件についてはもし見解があればお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの件についてでございますが、今月、奄美大島のほうで県の主催の農福連携のそれぞれの施設の関係者、あと行政が一堂に会しまして、奄美大島での施設のそういった実際の活動を通じたいろんな課題であったり、そういった話合いの場もありますので、そこでいろいろ御意見をお伺いしながら、あと関係部署と連携を図りながら、また検討していけるかなと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今の時代の流れなので、インターネットというのが普及しておりますので、なかなか島外に行くことが難しいというような研修だったりとか講演会なども、今現在はオンライン講習であったり、オンライン研修、オンラインの講演会なども実施されるようになってきておりますので、今後のいいアイデアとして受け取っていただければなと思っております。

やはり行政の方々や関係者だけではなくて、より興味を持っている民間の方々にもぜひそういう講演会などにも参加していただきたいと思うので、できれば周知徹底、そして、こういう講演会がもしあれば、こういうのが開催されますので、もしよろしければ御参加くださいというような周知徹底も、今後、課題材料として取り扱っていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問事項に移りたいと思います。

質問事項4、熱中症対策についてです。

私はこの熱中症対策については、去年の同じこの6月の定例会でも一般質問しました。1年前の現状と今の現状では大きく変わっているところもあり、やはり夏に向けて熱中症対策は必要不可欠だと。熱中症リスクが高いので、そこをしっかりと考えていく必要があると考えております。

政府のほうも5月20日にマスク着用の在り方について発表されておりました。新型コロナウイルス感染対策でマスク着用を必要としない場面については、周りの人と距離が近いまま対応するとき以外を除いて、屋外や屋内でもマスク不要という報告がありました。

このようなことを厚生労働省は自治体に周知徹底を図ると発表されておりましたが、（1）の質問なんですけど、本町における周知はどのように実施するか。もしくはどのように実施しているか、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

熱中症対策における町民への周知方法についてお答えいたします。

熱中症への注意喚起につきましては、これまでも屋外で周りの人と十分な距離を確保できる場合は熱中症予防の観点からマスクを外すことや熱中症の症状、それから予防方法等について、広報紙や防災行政無線等で呼びかけてきたところがございます。

議員御案内のように、先月、新型コロナウイルス対策の指針が改定され、マスク着用が必要でない場面においてはマスクを外すことが推奨されておりますので、今後、詳細につきましては、広報紙やホームページ、家庭向けチラシ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

小学校から高校までの児童生徒については人との距離が確保できる場合、距離が確保できない場合に関しても、屋外であればマスク着用の必要はないとし、具体的な事例として、屋外での自然観察や運動、屋内での読書や授業中などが挙げられておりました。また、一番ここが重要なのですが、熱中症対策を子供だけでやるのではなく、やはり保護者であったり、大人がしっかり子供たちの体調管理を把握しておくということが一番重要と書かれておりました。その中で2歳以上の未就学児についてはマスクの着用は一律に求めているという報告も掲載されておりました。

ここで最後の質問なのですが、（2）子供たちの登下校、そして、運動時にマスク着用をしている生徒がまだいるんですが、非常に私は危険だなと思うんですが、その件について、対策等を行っているか、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

御指摘のようにこれから夏を迎えるに当たって、熱中症対策は学校教育の重要な課題の一つであると捉えております。

学校におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症の感染防止や新しい生活様式の実践については、2年数か月にわたり、それぞれの状況の変化に応じて発出される文部科学省のガイドラインにのっとり様々な対応をしてきたところがございます。今年度、令和4年度は最新の知見に基づき作成された本年4月1日付のガイドラインであるバージョン8に沿って、総合的な対応に取り組んでおります。

そのような中で、今、議員御指摘のように、去る5月24日付で文部科学省から県教育委員会を通じて、学校生活における児童生徒等のマスクの着用についての事務連絡が送付され、マスクの着用が不要な場合や熱中症対策等の留意事項が示されたところがございます。それによりますと、少し繰り返しになりますが、体育の授業や運動、部活動及び登下校の際はマスクの着用は必要としないとしています。その他、屋内の教育活動の際にも人との距離が確保できる場合や会話をほとんど行わないような場合など、一定の要件の下、マスクの着用は必要としない



としております。

そのほかにも幼稚園児などの就学前の子供は他者との距離に関わらず、マスクの着用を一律には求めないこと。夏場の熱中症防止の観点からマスクが必要ない場面ではマスクを外すことを推奨することなどが示されております。

なお、今回のマスク着用に関する内容は、先ほど申し上げた本年4月1日付で示されたガイドラインの考え方と大きく異なるものではありません。これから夏場を迎えるに当たって、改めて留意すべき点をまとめたものであり、基本的な感染防止対策は引き続き取り組んでいくこととされております。

教育委員会としましては、この連絡等を受けて、各幼稚園や小中学校に周知すると共に、先ほど議員からございましたけども、児童生徒への適切な指導及び保護者への周知や連絡等を依頼したところでございます。昨年度に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、これまで同様に気温や温度が高く熱中症が懸念される場合は、暑さ指数などを活用した熱中症対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、スクールバスについては3密が懸念されるため、原則マスクを着用することとしております。ただし、エアコンを効果的に活用し、熱中症対策を講じつつ、座席を離したり、窓を開けて換気を行ったりするなど、マスクの着用と熱中症対策の両立に努めてまいりたいと考えているところでございます。

御理解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

教育長のほうがおっしゃいました運動時などはマスクを不要とし活動してもらおう。それを周知徹底しているということだったんですが、私が気になる点は中学校の外周のことなんですけど、校舎周りを走っている生徒をよく見かけるんですが、その中でこの蒸し暑い中、一生懸命、汗を拭きながら走ってる生徒を見るんですが、その中で布マスクをしっかりとそのまま一生懸命走ってる姿を見ると非常に危険だなと。窒息もありますし、本当に何か起きてからでは非常に危険だなと、私はいつもひやひやしながら見てる部分があります。

そこはもしその生徒が体調が悪いのであれば、もう運動は控えるなどして対応できると思いますし、この暑い中、マスクも汗で濡れているような状態というのは非常に危険だなと思いますので、そこを今現在も周知徹底してるとは思いますが、もう一度、取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

この問題についても私が一番重要だと思っているんですが、子供たちは自分たちで判断できない部分も多いと思っております。なので、私たち大人が、保護者がしっかりした情報、そして、メリット・デメリットというのをしっかり伝えた上で、まだ自立できない子供たちにとってはしっかり大人がちゃんと体調管理をしていく必要があると思っておりますので、その点も踏まえて、しっかり今後も対応していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時40分から行います。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時40分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてほか4件、良岡理一郎君の発言を許可します。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

日本共産党の良岡理一郎です。

早速ですが、一般質問通告書に沿って質問を行いたいと思います。

質問事項の1、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてであります。2月の感染症は比較的短期間で終わりました。8名の方が感染したと報告、確認がされておるわけですが、その後しばらく落ち着いた後、3月19日からほぼ途切れることなく感染者が報告されております。

今回の議論は主に5月で区切った数字を使いますが、6月に入りましても、毎日、感染者が防災行政無線で報告され、単純にカウントしますと15名出てるということで、一向に落ち着きがないと、毎日出てるという状況が続いてるんだろうと思います。

その点、この報告書は5月24日時点で作成しておりますので、その後の様々な変化があります。感染者の数あるいはPCR検査をどうするんだ、ワクチンをどうするんだと。これの変化もありますので、それを踏まえた形での答弁をお願いしたいと思います。

私の質問に関連しまして、執行部と議員の皆さんに資料2種類を配らせていただいております。

一つは数表であります。これは保健福祉課のほうで新型コロナ感染症の感染者数をまとめたデータです。3月、4月、5月とまとめてあります。その下のほうに無料PCR検査の実績が書かれております。その二つのデータも使いながら議論を進めていくということと、併せて別の質問項目になりますけども、この間、エアロゾル空気感染の問題が結構、専門的には話題になっております。その点、いわゆる飛沫感染とエアロゾル感染の違い、そして、接触感染。この三つの経路について違いが分かるようなイラストのデータを出しておりますので、これも御参照いただきたいと思います。

まず、質問要旨の（1）であります。本町における3月以降、直近5月末までの陽性者数を月別、重症度別及びそれぞれの隔離施設、その期間について伺いたいと思います。项目的には感染者総数。重症度別、これは重症、中等症、軽症。そして、隔離施設、医療機関、宿泊療養施設、自宅。そして、4番目に施設別隔離期間と隔離終了者数、現時点での感染者数はいらっしゃるのかどうか。こういうのを含めて、報告しやすいような形で結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

良岡議員の新型コロナウイルス陽性者数等の御質問についてお答えいたします。

議員からもありました手元に表が配られていると思いますので、その表をお目通ししながらお願いいたしたいと思います。

まず、3月以降5月末までの島内での感染者数になりますが、3月は男性7名、女性1名の計8名です。成人が4名、10代以下が4名となっております。4月は男性16名、女性8名の計24名。成人が14名、10代以下が10名となっております。5月は男性が20名、女性20名の計40名、成人が29名、10代以下が11名です。

3月から5月までの期間で男性43名、女性29名、合計で72名となっております。そのほかで町外で感染した方が2名、本町に住所を有しない方が5名確認されております。

症状につきましては全員軽症。隔離状況は入院が7名、宿泊療養施設利用が11名、残りが自宅隔離となっております。

隔離期間と隔離終了者数につきましては、症状がある場合は症状が出た日から10日間以上経過かつ症状軽快から72時間以上たっていれば、検査なしでの復帰となっていることから、陽性者で症状があった場合の隔離期間は10日間、症状がない場合は7日間となっております。また、現時点で陽性者及び隔離期間中の方は17名となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

集計データの括弧の別掲と書かれてる部分なんですが、ここに喜界町に住所を有する者が町外にて感染された方がお二人。そして、喜界町に住所を有しない者が町内で感染された方が5名となっておりますが、この7名の人数は先ほど報告いただいた総数との関係に入ってますか。入ってませんか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

これはその他のカウントとなっておりますので、入っていないということになります。

ただ、テレビ等の報道ではこの72名に喜界町に住所を有する者が島外での感染の2名がカウントされるということで、鹿児島県のホームページでも74名ということになってるということでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

はい、ありがとうございました。

感染が出るたび、毎日、午後7時には皆さん御苦労いただいて、情報提供いただいているわけ

ですが、それを単純にカウントするとここで出てくる数字と若干ギャップというか、差異がありますので、今の説明で分かりました。

それで再質問になりますけども、この数値を見た場合、5月末時点で72名。そこで問題だと思いますのは、世代別の内訳です。10代が23名と最も多いです。そして、60歳以上の高齢者は16名ですが、60歳といった場合、いわゆる高齢者といったら65以上をカウントします。だから、61から64歳も入っちゃってるというところはあるんですが、いずれにしても、10代の方が非常に多いということが非常に特徴になっているということですね。

そして、10代の23名。次いで多いのが40代の13名です。ほかの年代と比べたら突出して多い。これらの世代が、10代といいますと、喜界高校生とか中学生になると思うんだけど、その10代の皆さんとその親世代である、保護者世代である40代の皆さんの数が多いということについて、生活行動場面で共通項だとかないだろうか。

どういうふうに分析されてるのかをお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

このデータが示しているとおりでございます。議員からもありましたとおり、10代が一番多く、40代、それから、60代となっております。

陽性者側の聞き取りにつきましては、医療機関とか名瀬保健所のほうが実施をしているところで、詳しいことにつきましては我々のところでは把握していないところですが、10代につきましては中学生や高校生ということになります。学校でのクラブ活動での接触等によって感染が広がったというところもあります。それと、その家庭内でその保護者の方々にも感染が広がって、それが40代というようになっているのではないかなと推測をしているところであります。

そのほかにはやはり活動が活発になると広がるというようなことで、30代、40代、50代の方々も少し多めに推移しているというようなことで検証しております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

質問要旨の（2）に移りたいと思います。

御手元にお配りしてあります新聞記事のイラストですけども、それを御覧いただきたいと思っております。現在、国立感染研は感染の経路としましては、真ん中にあります接種感染。物に触れたりだとかいうことでの感染と、そして、飛沫、くしゃみをしたときに出る唾液だとか、こういうふうなのを通じて飛沫感染という二つの経路を従来は指摘をして、そして、それへの対策をとということをおっしゃってたわけでありまして、この3月の下旬の段階で、正確に28日になりますけども、空気中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むエアロゾル感染を追加しまして、経路三つとしております。

これはホームページを見れば分かるんですけども、感染研で特に重視してるのは、従来の飛沫感染、接触感染よりもこの空気感染を重視すると分かるような文章になっておりますので、

ぜひ御一読いただきたいと思うんですけども、本町における感染経路。いわゆるウイルスがど  
ういう形で人体に入ってくるかと、この経路についての情報はお持ちでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

感染経路の実態についてお答えいたします。

良岡議員からもありましたとおり、これまでの感染経路は飛沫感染と接触感染によるとされて  
おりましたが、国立感染症研究所は3月20日に空気中に浮遊するウイルスを含むエアロゾル  
を吸い込むことにより感染するエアロゾル感染を追加しております。

本町における感染の多くは島外との往来や当該者との接触、または会食などが原因となって  
おり、それが飛沫感染であるのか、接触感染であるのか。また、エアロゾル感染であるか。ま  
た、あるいは複合的な要因になっているのかということにつきましては、特定されておられま  
せん。

いずれにいたしましても、できるだけ感染を広げないように、マスク、手洗い、3密を避ける  
など、基本的な感染防止対策の徹底に加え、換気対策を十分に行うこと等を周知してまいりた  
いと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

基本的な認識はそういうことになるんだろうと思います。

再質問になりますけども、この空気感染というのはウイルスを含む微細な粒子。これをエア  
ロゾルと言うようですが、これを吸い込むことで感染することを指すというふうに説明  
がされております。このエアロゾルの大きさが5マイクロメートル、0.005ミリ以下とされて、  
長い時間、空気中を漂うと説明をされてるわけでありまして。

厚労省は新型コロナ感染経路として、くしゃみなどで出る大きなしぶきを介した飛沫感染や  
ウイルスの付着した場所に触れた手で鼻や口を触ることによる接触感染が一般的と説明をして  
きておるわけでありまして。

一方、世界保健機関のWHOだとか、権威あります米国の疾病対策センターCDCでありま  
すが、大分以前からそれぞれウイルスを含んだエアロゾルの吸引についても感染経路だと説明  
してるわけでありまして。そして、我が国もやっと先月ですか、先々月になりますか、国立感染  
がエアロゾル感染を追加して、感染経路を三つとすることが認められたわけでありまして。

そこで本町の対応についてであります。今、課長も触れられておりますけども、空気感染  
の対策としては室内の換気が最も重要であると。今、この会場も相当空気の感染対策をして開  
けてありますけども、そういうふうな対策がまず第一義的には必要だということになります。

個人との関係でいきますと、住居はもとより大人数で使用する公共のホールだとか、あるい  
は学校関係の体育館だとか、こういうところにおける一層の感染対策が必要になってくるか  
と思うんですけども、現状と新たな変更の対策があるかどうかを改めて伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

換気対策等につきましては、それぞれの組織、それぞれの場所で注意をしていただくしかないと考えておりますので、保健福祉課としては周知を徹底していくことをしたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

より一層、この空気感染対策も強化していただきたいと思います。

次に質問要旨の（3）であります。コロナウイルスが問題になってから空港での検温をずっとやって、これは非常に素晴らしいことだとは思いますが、この間の中で検温後に陽性者は確認をされているかどうかを改めて伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

喜界空港における3月から5月の検温で37度5分以上の方は確認されておりません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

感染症法でも37.5度がいわゆる感染症法上は発熱に該当するためであると定義づけております。そういう点でそれぞれの水際で37.5を上回らないかどうかを測っていくのが非常に大事だと思いますので、引き続き強化をお願いしたいと思います。

続きまして、質問要旨の4番に進みます。

P C R検査の拡充についてであります。

先ほど説明しました御手元の保健福祉課が作りました無料P C R検査件数が出ておりますので、それも御参照いただきたいと思うんですけども、質問としましては、①本町でも無料P C R検査会場を開設されまして、多くの町民に感謝をされております。3月、4月、5月の検査実態について、以下伺います。

一つは総数の問題です。数の問題。そして、陽性の方が確認されたかどうか。もう既に入っておりますが、6月以降の方針はどうなってるか。以上3点をまず伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

本町における無料PCR検査の状況につきましては、御手元の資料のとおりでございます。3月は男性が50名、女性が46名、計96名。4月は男性が42名、女性が39名、計81名。5月は男性が71名、女性が77名、計148名となっております。

検査で陽性が確認された方は6名でございます。

6月以降の無料PCR検査につきましては、県が主体となる事業ですので、必要な検査体制の確保を県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

特に5月につきましては148名の方が無料PCR検査を受けたということで、町民の不安と期待が現れてる数字じゃないかと思うんです。その中で6名の方が陽性で確認されたということで、これは引き続きやっぱり強化をしていく必要があるんじゃないかと思います。

6月以降の問題については、先日の行政無線でも、今、木曜日と日曜日にやっていますよというのを流していますよね。そういう点では6月はやるということで動き出してるんだろうと思いますが、それはそういう確認でよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

県のほうから6月末まで延長ということが通知されておりますので、6月末までは現在のところ実施するというところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今月末までは従来どおり、無料PCR検査を継続するというを確認させていただきたいと思います。

再質問になりますが、この間の様々な経験からも新型コロナウイルス感染症対策はまずはPCR検査。そして、陽性者の隔離、ワクチン接種が大切なことは明らかになってきているわけでありまして。

これから梅雨明け後の空気の乾燥期、夏休みなど町民の行動が活発になってくるわけでありまして、この夏も視野に入れて、7月以降も少なくとも空気が乾燥している。こういう時期については、無料PCR検査が一層、重要になってくるんだろうと思うんです。

そういう点では6月で終わるということでもありますけども、7、8、9ぐらいまでを視野に入れた無料PCR検査をやってほしいというのを、県との関係で改めて強く要請すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

この無料PCR検査の延長につきましては、今後の感染状況にもよると考えております。これからまた、スポーツ大会とか夏休みとかいろいろなイベント、人流が活性化することが増えてまいりますので、感染状況いかにによりまして、我々のところも県のほうにも強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

はい、そうですね。全体として落ち着いて終息に向かうのであれば、今の課長のスタンスでいいんだと思うんですけども、とても今そういう状況にはないと。そういう点ではやはりできるだけ早くそういう要望を出して、6月末から継続して7月もできると。こういうのを早めに取り組みことを強くお願いをしておきたいと思います。

次に進みます。

質問要旨の（5）番であります。

感染症対策として重要なことの一つとしてワクチン接種があるわけではありますが、本町でも3回目のワクチン接種がほぼ一応終わってるんだと思うんですが、①の全体の対象者総数と接種実績及び接種率の全体の概要を教えてください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

今回、接種対象者数は5,567名。これは昨年11月20日までに2回目を接種済みの方となっております。今回、3回目の接種者数は4,527名おりました。接種率は81.3%となっております。以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町民全体では8割強の方が3回終わってるというような現状であるということかと思えます。一方では、質問の②であります。諸事情でワクチンを打ってないという方がいらっしゃるわけですが、これがこの間の3回目接種に係る中で、まだ1回目、2回目しか受けてないという方がいらっしゃるかと思うんですけども、それぞれ人数を教えてください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

今回の接種が1回目の方が2名おりました。2回目接種という方が7名いたということでございます。

以上です。



○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

はい、分かりました。

じゃあ、③です。いわゆる5歳から11歳の接種の問題がありますが、この間、諸事情もあって、いわゆる小児科医の皆さんの準備の問題とかあって、検討準備中となっておりますが、その後、進みますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

5歳から11歳への接種計画につきましては対象者は382名、ワクチンはファイザー社製の対象年齢専用のワクチンとなります。3週間の間隔で2回接種となるということです。

12歳以上と同様に全対象者に接種券を郵送し、その後、予約を受け付けます。

接種費用は無料、集団接種となりまして、会場は自然休養村管理センターを予定しております。

接種時期につきましては、小児科医師との日程も含めて現在調整中ということです。夏休み前までには実施できればいいなと考えてるところです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

いろいろ御苦労いただきまして、見えてはきたと。医師が確保できれば、夏休み前にはできるんだということだと思いますので、ぜひとも頑張ってもらいたいです。

④であります、今後の問題であります。4回目接種を含む今後の計画はどうかということでもあります。

この間の新聞報道等を見ますと、3回目接種をして、5か月を経過した場合においては、いわゆる抗体が減少すると。したがって、その抗体を増やす意味でも4回目接種をやるべきだという流れになってきておりますよね。

その場合、様々な制限が若干出て、年齢の問題とか、いわゆる基礎疾患を持つとか持っていないとかいろいろ出ておりますが、現在のところで4回目接種を含む今後の接種計画はどうかということ、対象年齢の問題、接種の場所の問題、接種の時期。今どういう状況になっておりますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

4回目接種を含む今後の接種計画につきましては、今年5月末までに3回目の接種を終えた対象者、先ほども申し上げましたが4,527名、その方が対象者となります。その中で4回目の接種につきましては、3回目の接種から5か月以上経過した60歳以上の方と18歳から59歳

の基礎疾患のある方等となっております。

接種時期につきましては、5か月以上の間隔を考慮しながら、現在、日程を調整してるところでございます。接種会場は集団接種で自然休養村管理センターということになります。日程が決まりましたら、これまでどおり接種券の配布や防災行政無線、ホームページ等でお知らせをしたいと思いますと考えております。

特に18歳から59歳の基礎疾患のある方等につきましては、自己申告であるということから、様々な周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今の説明の確認ですけれども、対象者ということでは、この間、接種実績があります4,527名全員は一応視野には入れてると。そして、その中で60歳以上についてはそちらのほうから接種の案内をするということで全員が対象になる。

しかしながら、18歳から59歳の方については基礎疾患がある方が対象になるんだけど、それは現状で把握しにくいということなんで、いわゆる告知、情報を提供することによって拾い上げていくという仕組みということで理解はよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

重症化予防ということもありますので、できるだけ幅広く打っていただきたいということでありますけれども、これは申請というのか、自己申告ということになりますので、こういう方々は打てますということ、チラシなり広報紙等で周知をいたしまして、それから申し込んでいただくということになります。

申込みの方法等につきましては、今後、また考えていきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

新型コロナが発生しまして、もう3年目に入っております、職員の皆さんとかも相当大変だと思いますが、これからまた正念場を迎えますので、ぜひとも町民のために頑張ってくださいと思います。

次に進みます。

質問事項の2のところのヤングケアラーの実態と対策についてということでお伺いをしたいと思います。

メディア等を新聞含めて見ますと、このヤングケアラーというふうな言葉が相当あふれたり、あるいは報道されたりはしております、社会的な関心も非常に高くなってきているというのが現状だろうかと思います。

このヤングケアラーにつきましては、法律上の定義は現在のところないようであります。厚

生労働省も一般社団法人日本ケアラー連盟の定義を使用しています。こういうふうになってます。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面などのサポートを行っている18歳未満の子供というふうに定義づけておりまして、これは日本ケアラー連盟がそういうふうに定義づけておりますが、厚労省もこれを踏襲してるという内容になっているようであります。

一方、大学生だとか院生でもそういう方はいらっしゃるわけだけでも、そういう世代をどういうふうに見るかという、若者ケアラーと、英語を若者に言い換えただけじゃないかという感じがしますが、一応、言葉としては分けています。ヤングケアラーは18歳未満、18歳以上の方については若者ケアラーということで、一応は区別はしているようであります。

日本ケアラー連盟では10種類の事例を細かく紹介しております。これは厚労省全く同じイラストを使いまして掲載をしておりますが、それぞれの事例について、簡単に御紹介をしておきたいと思っております。

一つ目の類型としましては、障がいや病気のある家族に代わって、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしていらっしゃる方。

そして、二つ目には家族に代わり、幼い兄弟の世話をされてる方。

三つ目には障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしてる方。

④では目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしてる方。

五つ目には日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしてる方。

そして、六つ目には、これは昔からよく見受けられるケースであります、家計を支えるために労働して、障がいや病気のある家族を助けてる方。

七つ目にはアルコール、薬物、ギャンブル問題を抱えてる家族に対応してる方。

そして、八つ目にはがん、難病、精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしてる方。

そして、九つ目は障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしてる方。

10番目に障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしてる。

かなり細かく分けられておりますが、以上の方々をヤングケアラーというふうに厚労省のほうでも一応、規定づけております。

そして、専門家の方、これは家庭社会学の専門家の方であります、ヤングケアラーの現状につきまして、本来、大人が担うべきケアを子供が引き受けることは人生の土台づくりに影響すると。学業や友人関係、自分の余暇や趣味などが後回しになり、進路の変更を迫られることにもなる。子供の人生の土台づくりはケアによって左右されることなく、最低限保障されるべき権利であるというふうに専門家の方は指摘をされてるわけであります。

現状でありますけれども、文科省と厚労省が共同で調査をしております。令和3年に発表しておりますけれども、ヤングケアラーに関する調査結果によりますと、中学2年生の5.7%。これは17人にお一人の方がヤングケアラーになるということでありまして。あと全日制高校生の2年生の4.1%。これは24人にお一人が世話をする家族がいると答えている、いわゆるヤングケアラーということになるわけであります。

つい先月は小学生についても調査のデータが出てきておりまして、小学6年生に対しての調

査結果が公表されておりますが、6.5%、15人に1人がヤングケアラー。つまり小学生のほうが多いということです。小学生が15人に1人、中学生が17人に1人、そして、高校生が24人に1人ということでもありますから、低年齢の方々ほどヤングケアラーというふうになるということかと思えます。

問題はヤングケアラーという言葉自体をその子供たち、児童生徒が知ってるかどうかという質問も文科省でやってるわけでありますが、8割の方が知らないということで答えているということでもあります。

この問題の困難さにつきましては、今、紹介しましたように、客観的にはヤングケアラーであるにも関わらず、御本人や家族がヤングケアラーであるとの認識がされてないため、外部に実態が出にくく、行政の支援が届かないことも指摘をされてるということです。我々も率直に言って、島にどの方がヤングケアラーかというのは外に見えません。

そのためにやはり調査が必要になってくるということになるわけでありますが、国が自治体に対しまして、ヤングケアラーの実態調査を進めるように促してるわけでありますが、全国的に見てもまだこの調査に着手してる自治体は非常に少ないようであります。

一方ではヤングケアラーの支援を始めた自治体も新聞では報道されておまして、埼玉県の場合は2年前に全国で初めてヤングケアラーも含むケアラー支援条例を制定しまして、県内の小中学校に年齢に合わせたハンドブックを配布しております。このハンドブックの中では先ほど紹介しました事例、自分はヤングケアラーに該当するんだと、行政だとか様々な支援を受けなくちゃいけないんだという自覚を促すという効果もあるということになっていくわけであります。

もう一つは、神戸市の場合ではヤングケアラーに向けての相談窓口業務を常に設置して、全ての子供が教育、友人づくりなど社会との関わりを持つという育つ権利。この育つ権利というところが様々な場面で出てまいります、これが一つの人権であるという考え方の上に立って。この育つ権利を盛り込んだ支援マニュアルを作ったというのが神戸市の事例として紹介されております。

前置きが長くなりましたけども、本町におきまして、ヤングケアラーに関する実態調査と今後どういうふうな対策、支援を考えてるかを伺います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの良岡議員の質問に対しまして、自席から答弁させていただきます。

今、議員が縷々、全国的な詳しい内容を申しましたので、私のほうではもう言うのはいないんじゃないかという感じがします。本町の取組に関しましては、また後ほど教育長のほうから答弁させていただきますが、先ほど申しましたように、御案内のようにヤングケアラーとは法律上の定義はございませんで、一般的に、先ほども申しましたけども、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされているようでございます。

過度な負担によりまして、学業等に支障が生じたり、子供らしい生活が送れないなど、近年

その問題性が強く指摘されているところでございます。

国のヤングケアラーの支援に向けたプロジェクトチームの取りまとめによりますと、今後、取り組むべき施策として、やはり早期発見のための関係機関の研修や現状把握、それから支援策として、悩み相談支援や関係機関との連携支援、それから教育現場への支援等が報告されております。

また、県からは5月30日付で小学6年生から高校3年生までを対象としたヤングケアラー実態調査を実施する旨の通知がありました。その中で各市町村への対象校の抽出と調査への協力依頼があったところでございます。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることを考慮しながら、今後、福祉、介護、医療、教育等、関係部門との連携を密にしまして、ヤングケアラーへの支援に関する取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

行政も県をベースに動き出しているという答弁でございますが、喜界町のほうでもその対象校をピックアップするような形で、県のこの調査の事業に参加をするという理解でよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

今の調査の対象校につきましては、先ほど町長からは5月30日とありましたけども、県教育委員会からは6月1日付で調査依頼が来ておりますので、抽出校の選定など含めて、今、検討しているところでございます。実施する方向で考えていきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひとも、よく見えないところでもありますので、表面化してない部分がありますので、プライバシーにも配慮しながら、大変な作業ですが、調査のほうをまずお願いしたいと思います。

そこで、この調査の結果にもよるわけではありますが、ケアを担う子供は全体としては増えております。家族の多様化や格差の拡大を背景とした親世代の経済的、社会的困窮と密接に関わっているというふうに言われておきまして、本町におきましても、一方では調査もしながらありますけども、相談窓口の設置。今、どこの部局、部署が担当するかは見えておりません。

そういう点では担当の窓口の設置とか、教育現場と介護福祉部分との連携が欠かせないと思っておりますが、執行部としての見解は方向性を含めてどうお考えですか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

各学校では実態調査については、これまで教育委員会として、学校等通じての実態調査は実施をしておりません。今後の調整については先ほどお答えしたとおりです。県と連携しながら進めていきたいと思っておりますけれども、こういった対応等について、これまで各学校では家庭訪問を活用した生活環境あるいは生活実態の把握、それから、全ての児童生徒を対象にした教育相談を定期的に実施をしております。

それから、町の教育相談員を活用した相談活動。あるいは、スクールソーシャルワーカーとの連携などを図って、児童生徒の悩み事、困り事、あるいは家庭環境等の把握に努めているところでございます。

今後また、継続して対応していきたいと思っております。あと調査結果を見て、また適切な対応を図ってまいりたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

調査結果が重要になってきますけれども、やはり利用者の側から見れば、ワンストップで教育委員会がやったり、あるいは保健福祉課がやったりというふうな手間がかからないような、先進自治体もありますので、そこら辺も工夫されたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

それはぜひとも御検討してください。

次に進みます。

質問事項の3番であります。

この間、自然災害対策については、執行部のほうでも様々な対策を講じていただいております。感謝をしてるわけでありまして、今年度、公民館の改修工事予定というのが15集落、この前の経過からいえば残っているはずであります。今年度の予算の中でやるということですが、前年度14集落が終わって、これは非常に高齢者の方を含めて好評です。雨戸も非常に軽くて操作もしやすいというふうな声も聞いております。

その点でこれからの集落がどのような時期で進めていくのか。台風というのが一つの念頭にあるわけでありまして、工事が必ずしも台風を待ってくれるというわけではありませぬので、一定、機械的に日程は決めなくちゃいかんだろうと思うんですが、どういう状況で進める予定でしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

良岡議員の自然災害についての御質問、公民館の改修状況の進捗についてでございますが、今年度に入り、4月早々に専決処分をさせていただいております。後ほど議案上程の中で専決処分の承認の依頼があるかと思っておりますが、コロナ交付金関連の補正予算第1号の中でそういった公民館改修分の予算の確保ができましたので、事務手続を踏んで、既に発注済みでございます。

その工事等の契約状況を調べてるのが皆さんの御手元にあるかと思いますが、そこにも記載されております。若干の変更はございましたが、2工区に分けて発注をしております。

1工区が上西、上中、上東、先山、羽里、川嶺、山田。川嶺については昨年度も実施をしておりますが、まだ済んでない箇所がありましたので、入れております。先ほど若干の変更と申し上げましたが、予定していた中里集落と入替えをしております。それから、2工区が池治、中間、先内、中熊、西目、嘉純、蒲生。

これで合計14集落になります。工期が9月15日を予定しております。これがコロナ交付金関連でやる事業でございます。

残り早町地区振興センターにつきましては別事業。これは奄振事業になりますが、奄振交付金を活用して実施をする予定でございます。

今、議員のほうから台風シーズン前にかどうかというお話がありました。工事スケジュールについては、今、各集落のほうと工事業者のほうで調整が済んでおりまして、物を発注してる段階でございます。資材が届き次第、工事が順調に進めば、先ほど申し上げました9月15日という工期内に予定どおり完了する見込みでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひとも計画どおりに進むことをお願いしたいと思います。

自然対策との関係でもう1点お聞きしたいのは、本年の1月16日の深夜の津波。この警報については様々な教訓もあったわけでありませうけれども、産業道路の問題です。海岸線にお住まいの方は産業道路へ車で移動したという方もいらっしゃいます。小野津にみたいにムチャカナへ行かれたとか、あるいは太平洋側の集落は百之台まで上がったとか、いろんないわゆる避難パターンがあるわけでありませう。産業道路に避難して来てる方たちから、複数の方からやはり日頃からこの場所の海拔は目にしておきたいと、確認をしておきたいという声が上がってくるんです。自分の集落の公民館は幾らかって、大体、皆さん御存じだと思うんですよ。町のこの建物も23メートルと表示が出ておりますので分かるわけですが、日常的に海拔を意識しておく、見ておくというのは非常に重要かと思うんです。

そういう点で産業道路の高台にある交差点があります。そこについては海拔表示を望む声先ほど紹介したようにあるわけでありませうけれども、やったらいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

海拔表示の件についてでございます。令和3年第3回定例会でも御質問ございました。

御案内のとおりですが、喜界町としては平成24年度、1回目の設置を行っております。設置箇所の見直し、それから、不鮮明な箇所についての交換など、令和2年度の事業で実施をしております。役場、学校、公民館と避難施設の周辺。それから、各集落単位で数か所ずつ。合計で町内一円に98か所設置をしております。

我々としては一通り町内の主要な場所については網羅してると認識しておりました。ところが、今、議員御指摘の先般の津波警報の後、一時避難場所の表示やそのルートの確保、そういったところで海拔表示も有効なそういった手段の一つとして認識をしております。

そこで新たに必要な設置場所を検証しているところでございます。現在の設置場所の再点検、それから表示方法も含めて、必要な箇所については対応してまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

16日の津波は非常に大変だったわけでありまして、今、課長がおっしゃったように、全体として町内における津波表示の見直しをします。そして、表示の不鮮明なやつは分かるようにすると。場所についても検討していくという方向のようです。ぜひとも進めていただきたいとお願いをいたします。

次に進みます。

質問事項の4番であります。

町内における公共交通機関の在り方、交通網の在り方の問題であります。これにつきましては、私は令和2年の第2回定例会で検討をお願いして、当時の課長のほうからも全体としての検討をしたいと、在り方をどうしていくかというのを、国の法律の改正も含めてあるのでやっというふうな答弁をいただいているわけであります。

私どもが町民の生活の関係でお願いしたのは大きくは二つありましたよね。

一つは、フェリーの入港及び出港の場合におけるタクシーの問題であります。

特に湾港に入る予定のやつが早町港に入った場合に非常に困るというふうなことが、高齢の方を含めて御意見をいただいております。なおかつ、喜界町への観光で見えてる方たちが早町港に回された場合、非常に怒ってたと。どうなってんだと。タクシーもここには来ないのかというふうな声もいただいているわけであります。

御存じのように、いわゆる名瀬港からこちらへ来る場合は8時半から10時半のいずれかで入ってきます。時間も遅いということもあって、非常に困る事態もあるわけでありまして、そこを早朝4時半以降で5時に出る湾港からの出港等も含めて、全体的にここは急いでやらないと、特に高齢者の皆さんは非常に困るといふことがあるんで、そこを何とかというのが一つありました。

もう一つはバス便の問題であります。

具体的に湾の港へ行ったり、主には合同庁舎を利用される町民の方が、現在ですと旧Aコープのお店の前が最寄りのバス停になるわけです。そこから歩いて合同庁舎へ行ったりというのはとても大変です。途中で材木店の方が気を遣っていただいて、高齢者の方がちゃんと席に座れるように自らベンチを作って提供しているということもあるわけでありまして、これらを含めてこれから高齢化は進んでいきます。

町内の公共交通網をどうしていくかというのが、検討に着手するというのは承知してのわけでありまして、一方ではコロナの問題があって、なかなか進まないという事情も承知をしております。



2年もたっております。今、どうなってますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

良岡議員のただいまの町内交通網の在り方についての質問にお答えいたします。

私も本当に議員がおっしゃられた問題は早急な取組が必要だと認識をしているところでございます。

まず状況について御説明申し上げますが、昨年度末の3月23日に喜界町地域交通会議設立総会及び第1回会議が開催されました。協議事項としましては、設置要綱の承認、それから現状についての情報共有を図るために、本町における地域公共交通の課題について、事務局によってまとめました資料を基に意見を交換したところでございます。

今後につきましては、この課題資料を基に早朝の船利用者の交通手段等の改善策を協議すると共に、関係機関からの課題、それから懸案事項についても協議し、改善を図ってまいるように進めているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

その検討は今回、何回やられましたか。今後はどういう方向で進めていきますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今、町長のほうからも答弁ございましたとおり、令和3年度の3月に第1回目の協議会が開催されました。その中で何も議論することがないということではいけないということで、これまでコロナ禍で協議会が開催できない中で路線バスの利用者等のアンケート、それから、タクシー事業者から観光事業者、路線バスの事業者、3業者から一応ヒアリングを実施しております。そういったことを踏まえまして、問題提起をその協議会の中で事務局案として出しまして、提示させていただきました。

そこで情報共有を図りながら、今後の喜界町における公共交通の在り方というのを時間をかけてやっていくべきじゃないかといったところで、6月にまた第2回目の協議会。そこで具体的な案件を一つずつ潰していくような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

大変な中での検討だというのは重々承知してるわけですが、ぜひ早急に結論、方向性を出せるようお願いしたいということと、あと、今の高齢者の免許の返納が全国的にも問題、話題にもなっております。本町での返納率がどうかというのはまだ調べておりませんが、やは

りそういう時代がもうすぐそこまで来てると思うんです。

そういう点ではやはり公共交通機関がどうなってるかというのは、町民の生活の関係で非常に重要なファクターになってまいりますので、ぜひともできるだけ早くこういう結論、方向性を出せるようお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

私の質問の最後でありますけども、共同墓、共同納骨堂だとか合葬墓とかいろんな概念で言葉が動いてるわけではありますが、取りあえず共同墓という言葉で話しさせていただきます。

これについても、進捗、進行状況の点検といいますか、確認になるわけではありますが、先ほどの中でも紹介がありましたけども、議会で実施しましたアンケートで町民の皆さんから様々な御意見をいただいております。その中で非常にやっぱり目立ちますのは、共同納骨堂はどうなってるんだと、どういう進捗になってるんだという声がよく聞かれます。それ以外にも直接間接に私のところを含めて、期待してるから大いに頑張って、早く実現してくれという声も届いてる状況にはあるわけであります。

その点でこれもコロナ禍ということでもありますけども、現在の進捗はどうなってるか。今後どういう方向で進めていこうとしているかということをお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

共同墓の今後の協議の到達点と今後の方向性についてお答えをいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、これまでの経緯について説明をいたします。第1回の検討委員会は昨年8月2日、役場の会議室で開催をしております。委員は議会で総務文教委員長、それから区長会より3名、各中学校区代表であります。それから長寿会、民生児童委員、地域女性団体連絡協議会、それから社会福祉協議会の各会長、それから宗教法人の代表者、副町長の計10名でございます。

第1回の検討会では以前に行いましたアンケート結果の報告並びに集落墓地の状況、郡内の事例について説明、意見交換を行っております。

第2回の検討委員会は昨年9月21日に行いまして、浄真寺の納骨堂の視察及び意見交換会を行っております。浄真寺の視察では納骨堂の数や価格、それから運営方法について質問等がございました。

その後、役場に場所を移しまして、意見交換会を行っております。委員の意見では様々ありましたけども、宇検村の事例もありますけども、本町では集落設置は難しいのではないかと。公営が望ましいのではないかと。それから、複数設置も難しいのではないかと。また、交通の便を考えると中心地がよいのではないかと等の意見が出ております。

今後についてですけども、今年度は納骨堂を建立するとした場合、既存の宗教法人が運営する納骨堂への影響、それから、納骨堂の戸数や金額設定、希望者の把握、管理運営方法等について調査、検討してまいります。

また、納骨堂を集落で建立したい、その手続について教えてほしいという問合せが昨年、当課に1件ございました。それらの動きについても区長会と協議しながら、なるべく早く結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

非常に難しい問題がありまして、そう簡単に結論が出るとは私も思っておりません。

ただ全体としまして、墓の問題については、これも先日の南日本新聞にも載っておりましたけども、墓終い、身寄りのない人の合葬墓ということで、最大3,000柱を整備ということで、鹿児島市が23年度開設に向けて動き出しているようであります。3,000柱を整備するということで鹿児島市は動いてるということです。

そしてまたお隣の宮崎市につきましては、最大埋葬2,888柱の合葬墓を09年に開設をしまして、本年2月末で利用者は2,096件ということで相当な利用状況にもなっております。やはり都市部におけます墓についても、こういう事例も含めていって、まとめて収れんしていくというふうな動きもありますので、そこも参考にさせていただければと思います。

今後の進め方についても、一応、協議会のほうでの方向性も確認されてるようでありますので、ぜひとも議論をし、全体を早めに提案できるようにお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前 1 時 3 6 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

町の道路工事についてほか2件、倉橋博都君の発言を許可します。

[倉橋博都君登壇]

○5番（倉橋博都君）

こんにちは。3点ほど質問をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。マスクを外して質問したいと思っております。

第1番目に町の道路工事について質問をしたいと思っております。

早町地区の主要道路であります伊実久・早町間、また湾港・池治線の町道の凹凸が多く見られます。梅雨時期に入り、凹凸に水がたまり、だんだん凹凸が大きくなっているように思います。自転車、オートバイで登下校する高校生、また一般の方も危険を感じていると思っております。

そこで最初の質問ですけれども、令和4年度も道路工事を予定しているのか伺います。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えいたします。

伊実久・早町線は本年度150メートル程度の舗装を計画しており、完了年度は令和8年度を予定しております。また湾港・池治線については、本年度220メートル程度の舗装、完了年度は令和5年度を予定しております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

はい、ありがとうございます。予定しているということで、大変ありがたく思っております。事故が発生しない前に早めの対応をお願いしたいと思います。

次に、道路横断水路の蓋、グレーチングについて質問したいと思います。

道路横断水路の蓋、グレーチングが変形したり、ずれたり、また車で走行中にガタンという音がしたりしていると思います。早町小野津区間の通学路では変形したグレーチングが車に当たり、物損事故も起きています。大型車両が頻繁に通る道路において、特に見られると思います。

そこで2問目の質問ですけれども、道路横断の蓋、グレーチングを固定式に変更できないか伺います。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えします。

物損事故を起こされた方には本当に大変申し訳なかったなと思っております。今後このようなことがないように、町道における維持管理については道路パトロールによる日常的な点検を強化し、修繕箇所などの迅速な把握に努めてまいります。

その上で固定式でないグレーチングの劣化が激しい箇所、あと、事故を誘発するおそれのある箇所については固定式へと速やかに変更いたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

どうもありがとうございます。ぜひ大きな事故が起こる前に点検をして、早めに悪いところに入ってもらうよう、お願いしたいと思います。

次に、農作業事故防止について伺います。

農作業も機械化が進み、農作業事故が多発傾向にあると考えられます。2011年3月に和泊町でジャガイモ収穫中に夫が運転するトラクターにひかれ、女性死亡事故が発生しております。事故の要因は運転操作を誤った可能性がある。2011年8月、知名町の町内作業中に右腕をなくすという事故が発生。事故の要因は疲れを感じていた。もう少しで仕事が終わると思い、油断していた。命があつてよかったと語っている。2022年1月、これも知名町ですけれども、さとうきび収穫中に農業機械にひかれ、43歳の若い女性が亡くなっております。夫婦は二人でさとう

きび収穫中にハーベスターがバックで進んだ際、後方で作業をしていた奥さんをひいてしまった。事故の要因は後方確認をしていなかったと思われます。

死亡事故の原因の8割は田畑や用水路などに転落するなど、また夫婦で作業することが多く、特に女性の事故が多く見られると思います。女性限定の農作業安全研修を開いてるところもあると聞いています。近隣の農家や農業法人、職員が参加し、関心が高いと言います。参加者に参加理由を聞くと、夫が教えてくれない、また夫の教え方が雑という声があったそうです。

我が喜界町でも過去にハーベスター事故による死亡事故が発生しています。最近では大きな作業事故は発生していないようですが、事故は忘れた頃に起きると思います。

そこで質問ですが、農作業事故を防止することを目的とした安全週間を設定してはどうか、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの倉橋議員の農作業事故防止についてお答えいたします。

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故者数は全国的には300人近くで推移しております。これは建設業の3.1倍、全産業の13.3倍にもなっておりまして、非常に高い数値を示しております。

本町では議員からもありましたとおり、ここ5年間、死亡事故こそ発生しておりませんが、毎年、農業機械を使用中の事故や熱中症といった農作業中の事故が発生しております。事故件数を減少させることが重要な課題となっております。

このような中、国が毎年3月から5月と9月から10月、それぞれ春、秋の農作業安全確認運動重点期間と定め、その年ごとの取組方針を掲げており、本町においてもこの重点期間にポスター掲示や防災無線による周知を行っております。

町としましては、そのほかにもさとうきびの製糖期前にはハーベスターオペレーター補助員を対象にした研修を行っております。また、新規就農者や若手農家を対象にした講座制研修においても、県の農業普及員が農業機械の安全使用や事故防止について指導を行っております。

今後も喜界町の基幹産業である農業の大切な担い手が農作業事故を起こすことがないように、農作業安全を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ぜひこういった取組をして、農作業事故がなくなることを祈っております。

それで最後の質問ですけれども、カラスの駆除件数について伺いたいと思います。

初めに、昨年3月の定例会で駆除費用の増額はできないかということ質問したんですが、増額になっていると聞いて、ありがとうございます。最近では農家が作付したトウモロコシやカボチャ、また、牛舎では子牛の餌を食べる被害等も出ています。

そこで質問ですが、令和3年度のカラスの駆除件数を教えてもらえますか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

お答えいたします。

令和3年度のカラス駆除数は811羽となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

はい、ありがとうございます。年々、駆除件数が増えていってるように思います。なるべく農家とか牛組合の被害が少なくなることをお願いしたいと思います。また、引き続き、カラスの被害を最小限に収めるためにも対応や対策を講じていただきますようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで倉橋博都君の一般質問を終わります。

続いて、町民所得について、野間弘也君の発言を許可します。

[野間弘也君登壇]

○7番（野間弘也君）

よろしくお願いたします。町民生活の根本である町民所得について質問させていただきます。

2019年度奄美群島の市町村所得推計では本町の人口1人当たりの所得額は223万円で、奄美群島12市町村中10位となっております。町民所得の向上は町民生活の町民の皆様の生活の安定とゆとりを図り、また、町行政の自主財源確保にもつながります。

今回はこれまでの町民所得の推移、所得向上に向けた取組を省みて、今後の取組を検討し、実践できるよう議論できればと思っております。通告書の質問事項が前後したり、まとめて質問させていただきますが、御理解いただいて御答弁よろしくお願いたします。

早速、（1）の①町民所得の過去5年間の状況についてなんですが、議員の皆様には当日、先ほどお配りしました喜界町業種別平均所得を御覧いただきながら、担当課長の答弁をお聞きいただければと思います。

担当課長、よろしくお願いたします。

○議長（榮 哲治君）

税対策監、岩松利和君。

○税対策監（岩松利和君）

それでは過去5年間の町民所得の状況について説明をいたします。

まず最初に、資料の下にもあるとおり、住民税課税状況調べという調査物から数値を上げております。実際には課税されている方のみの数値であるということで御承知おきいただきたいと思います。

業種の内訳としまして、給与、営業、農業、その他となっております。その他につきまして

は、年金収入所得ということで御理解ください。

それと過去5年間ということで、平成29年から令和3年度分の数値を出しております。

まず一番上の給与ですが、まず上に納税義務者が載せてございます。下に給与所得額、これは総額です。それと下に給与平均額、平均所得と受け止めていただきたいと思います。

令和3年度が254万円、令和2年度が237万7,000円、31年度が233万6,000円、平成30年度が226万2,000円、平成29年度が222万2,000円で5年間の平均が234万7,000円となります。

営業につきましてです。平均所得のみ説明をいたします。

令和3年度が195万3,000円、令和2年度が161万4,000円、平成31年度180万7,000円、平成30年度192万円、平成29年度186万円、平均が183万1,000円となります。

農業です。令和3年度が173万4,000円、令和2年度97万8,000円、平成31年度158万7,000円、平成30年度234万5,000円、平成29年度151万4,000円、平均が163万2,000円です。

その他です。令和3年度94万6,000円、令和2年度89万3,000円、平成31年度93万9,000円、平成30年度92万円、平成29年度102万3,000円、平均は94万4,000円という平均所得になります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

課長のほうから、今、所得の推移について数字の面で御答弁いただきました。

再質問になりますが、所得額の増減について考えられる理由が分かれば、その範囲内で教えていただければ。よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

税対策監、岩松利和君。

○税対策監（岩松利和君）

幾つかの要因が重なって増減が生じているものと思っております。

まずコロナの影響につきましては、国内での感染確認が令和2年の1月ということですので、令和2年中のものにつきましては令和3年度に影響するという御理解いただきたいと思います。

給与のほうを見ますと年々増えております。幾つかの要因として、最低賃金の引上げ、あと高所得者のIターンUターン、それと新規採用者の減等が要因ではないかと考えております。コロナの影響は少ないものと考えております。

営業のほうです。29年度からずっと下がってきておりまして、令和3年度については増加に転じております。これはコロナ関係で各種支援金、それと時短協力金等のコロナ給付金によるものが大きいだろうと思っております。

農業につきましては、平成30年度に大幅に増加してます。令和2年度に逆に大幅に減に転じております。30年度の増につきましては、主にさとうきびの生産量の増、9万5,834トンございましたので、それによるもの。令和2年度につきましては、逆にさとうきびの生産量の減、6万1,068トンのことが原因かと思っております。

最後にその他ですが、過去5年の平均所得は94万4,000円ということで、65歳以上の年金所

得者につきましては、年収から110万を控除した額が所得となりますので、逆に110万を足した200万前後が大体、住民税がかかってきますので、妥当な数字だろうと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

今いただきました答弁、そして、この資料の中から課題というか、幾つかの問題点というのが見受けられてくると私は思っています。

給料所得とその他の所得に関しては、ある程度、一定の水準を保ちつつ、納税義務者の数も変わらない。営業に関しても影響はしますが、納税義務者数はさほど変わらない。やはり一番大きな原因というのが農業の所得で、所得の変動も大きいですし、課税世帯と言えいいですか、納税者数が大きく増減すると。

今度、新しく改定されました喜界町の総合振興計画の数値からも農家の世帯数、戸数というのは499と示されていて、その中の課税世帯が令和3年度では158ということになりますので、ここを一つ、農家の納税義務者数を増やしていくというのも一つの課題が見えてくるんじゃないかなと思っております。

それで皆様にお配りしている資料1を御覧いただきたいんですが、この資料は鹿児島県が出しています市町村の所得主要指標というのが出てまして、データが令和元年まで出されてます。過去3年間もここに少し抜粋して載せてるんですが、鹿児島県内の市を省きまして、鹿児島県の町村と奄美群島の奄美市、市は奄美市のみをここに掲載しました。

その中でこの数値というのは、右上の一番右端にあります人口1人当たりの所得水準に並べ替えてあります。これが鹿児島県の町村、奄美市を含む喜界町の順位です。所得223万円。これが先ほども話しました奄美群島では下から3番目という数字になっております。奄美群島で高いのが宇検村ということになっております。これはまた一つの課題の問題が見えてくる数字ではないかなと思っております。

その中で次の質問になりますが、②を少し飛ばしまして、(2)の①の質問に移らせていただきたいと思えます。すいません、よろしくお願いします。

所得向上と大きく関連します総生産額、言わば売上げの部分です。総売上げの部分について、(2)の①、総生産額の過去5年間の状況について伺います。御答弁よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの野間議員の御質問にお答えします。私のほうからは本町での農業生産額についての過去5年間の生産額についてお答えいたします。

平成29年度が35億8,000万円、平成30年度が30億9,300万円、令和元年度が25億7,600万円、令和2年度が30億200万円、令和3年度が26億4,600万円となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）



野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

ただいま農業生産の生産額について御答弁いただきました。

次に、この推移が施策によってどう変動したかということなんですけども、（１）の②と（２）の②を一括して質問いたしたいと思います。答弁をお願いします。（１）の②これまでの町民所得向上への施策、取組について、（２）の②これまでの生産額向上についての取組について、一括して答弁をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

それでは私の農業振興課のほうからですが、農業生産額並びに所得向上に向けた取組について、一括してお答えいたします。

御案内のとおり、近年、農業分野では農家の高齢化や後継者不足、労働力不足などが全国的に大きな課題となっております。そのような中、これまで本町における農業生産額向上に向けた主な取組としましては、まず新規就農者育成事業として、町単独事業での研修制度や国の支援事業を活用した新たな担い手確保の対策に取り組んでおります。

また、安定的な農業経営対策としまして、農業施設や農機具、肥料、農薬への補助、また緑肥や堆肥などの土づくりへの補助など、町単独事業や国、県の補助事業を活用して支援を行っております。

また、資金貸付け制度について、農家の経営状況に応じた相談などを随時実施しており、このような補助事業や各種制度について、事業説明会や座談会、広報紙等で農家の皆さんへ周知を図っているところでございます。

さらに栽培技術の向上につきましても、実証実験の実施や各種研修会、巡回による営農指導など、関係機関との連携を図り、取り組んでおります。

そのほか、人・農地プランの実質化に向けた取組では、町内9地区、旧小学校校区を巡回し、今後5年後、10年後、地域の農業を誰が担っていくのか、農地をどう守っていくのかなどを中心に、これからの地域の農業の在り方全般について、話合いの活動も行っております。

次に農業所得の向上についてでございますが、ただいま申し上げました農業生産額向上に向けた取組と併せて、いかにコスト削減を図るか、いわゆる無駄をなくすことができるかが重要であると考えております。

そのためには、例えば、適期の植付けや管理作業、適切な防除作業を行うことで無駄な出費を抑える。さらには、今、肥料等の農業資材の高騰が大きな問題となっておりますが、堆肥や緑肥の活用、土壌診断に基づいた土づくりを推進しており、このことで肥料コストの低減や病害虫の抑制、減農薬による経費節減への取組も行っております。このことにつきましても、各種研修会や行政無線での呼びかけ、栽培ごよみの配布などで農家の皆さんに周知を図っているところでございます。

併せて、農地の大区画化、集約化を進め、農作業の大型機械化、スマート農業への対応に努め、作業の効率化を図っております。

また、第2地下ダム建設による畑かんの未整備地区の解消により、島内全域でいつでも安定した農業用水を供給することができ、労力の負担軽減を図ることで、合理的な農業経営が可能となります。

今後も引き続き、さとうきびを中心とした畜産や高収益作物などを組合せた複合型農業の推進、農地を有効的に活用した取組を展開し、農業所得の向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

野間議員の所得、生産額向上に向けた施策取組についての御質問における企画観光課所管分について、商工観光水産業についてのお答えいたします。

商工会との連携により、地域企業経営基盤強化、経営革新に向けた取組の支援、商工会イベント支援事業等を行い、地域経済の活性化に努めるとともに、商工会利子補給補助により商工業の育成と振興を図ってまいりました。

近年ではコロナ禍における各種事業者支援といたしまして、地方創生臨時交付金を活用いたしました観光関連事業所支援金、販路開拓・新商品開発補助金、各種事業者支援金、やーじかも一推進協議会補助金、宿泊業・飲食業感染対策助成金、オンラインイベント等支援事業補助金、クーポン券事業実施等、直接的な支援を行ってまいりました。

また、間接的な支援といたしましては、奄振交付金を活用いたしました条件不利性改善事業といたしまして、航路航空路運賃軽減事業、水産物輸送コスト支援事業補助金、加工品輸送コスト支援補助金、ふるさと納税返礼品拡充、町漁業運営補助金、水産業活性化事業補助金、離島漁業再生支援事業、ジオパーク推進事業、観光アプリ導入事業等の実施により、島内事業者の所得、生産額向上へつながる取組を実施してまいりました。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

ただいまこれまでに行ってきた施策、事業について御説明いただきました。

私も感じるんですが、非常に私の父の代とかからすると補助事業が非常に充実してて、農業はやりやすいですし、商工関係の利子補給も非常にありがたい制度です。生産額は売上げとコストをどうバランスを取るかということだと思っんですけども、コスト削減のためにいろいろな策で、農薬だったり、肥料だったりのコスト削減に努めていただけてますし、機械の購入に関しても非常に国の事業もありますけども、施策がいろいろバリエーションがあって助かっております。

その中で課題が見えてくるんですが、お配りした資料2と3を御覧いただきたいんですが、これは総生産額、これも鹿児島県が出してます資料なんですけど、市町村内の生産も令和元年度から過去3年間分を載せてますが、分野別に第一次産業、第二次産業、第三次産業。その中で

も細かく農業、林業、水産業というふうに数字が分かれてるんですが、喜界町の令和元年度を見ますと、第一産業の農業が100万円単位なので16億4,600万円ということになります。

この中でさつま町だったり、長島町、大崎町というのは非常に農業の生産額も高いんですが、一つ見えるのがふるさと納税が物すごく強い地域でございます。なので、今まで行っている施策に含めて、この後、質問をしますが、ふるさと納税というのがまた一つの所得向上への取組の策の一つになるのではないかなと思っております。

資料3になりますが、資料3は職業別の全体に占める割合の構成比になっております。

喜界町で見ますと、令和元年度でありますと農業が7.8、第一産業が8.3%というふうになっております。裏を少し見ていただきたいんですが、2ページ目、宿泊飲食サービス業というところもあります。すいません。資料2の後ろも2ページも見てもらいたいんですが、総生産額とですね。宿泊飲食サービスになりますと、奄美市、屋久島町は非常に金額が高いんですが、もちろん人口の問題とか、いろいろ風土だったり、いろいろ関連しますが、やはり屋久島町といえば世界遺産、奄美市も世界遺産になりましたし、そういうところで数字が伸びてくるんじゃないかなと思います。

喜界町もやっぱり農業と飲食業というのは、先ほどの所得の部分で見ても関連します。農業所得が上がると営業所得も上がるというところから、喜界町であとほかの数字を見ますと、大体ほかの自治体でありましても、喜界島にしても、さほどあまりばらつきがないというふうに私はこの資料から見えるんです。なので、今、現状で取り組んでます流れをもう少し今回また見直して、どういうふうに進めていければ、所得が上がるのかということが見えてくるのではないかなと思います。

そこで、3番目の質問に移りますが、これまでの所得の推移、取組を顧みて、今後、これから、どういうふうに行政として取組、対策を進めていくのか。(3)の①島外からの外貨をどういうふうに喜界島にも落とし込んでくるのか。そして、②島内での消費拡大、また経済の流通への取組について、一括して答弁をお願いいたします。

#### ○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

#### ○町長（隈崎悦男君）

ただいまの野間議員の所得額、それから生産額のデータを過去と比べてやることは本当に重要な大事なことだと思っております。

私も職員のとくに奄美の概況とか、そういったものにこのデータが載ってまして、一体、本町喜界町は何が弱くて、何が強いのか、いいのかというのをよくこれで読み解こうとしたんですが、なかなか1人では難しい。ですから、こういったデータをぜひ今から職員にも促そうと思ってるんですが、プロジェクトなり、チームをつくって、データ分析をやるのも本当に必要じゃないかと思っております。

所得額とか生産額で一番分かりやすいのは農業所得、第一次産業ですね。農業ですよ。これは気候によって、全然さとうきびの伸びがなかったとか、そういったことで分かりやすいんですが、二次産業とか三次産業、これは日本の経済に直結したようなことも起きます。その辺

もデータを読み取って、本町はどういった施策をすればいいのかの大本になろうかと思ってますんで、今、議員がおっしゃられたデータの見方、やり取りは本当に重要ではないかと思っております。

その中で今、質問にございました取組について、今、担当課長が詳しく申しあげましたんで、重複するかも分かりませんが、一つのまとめとして私のほうで答弁させていただきます。

これまでの状況、取組については、先ほど課長からありましたんで、基本的にはまずは成果のあった取組を継続しながら、改善を含め、また新たな施策を取り入れていくことになろうかと思っております。

コロナ禍で社会情勢が大きく変わる中、これまで当たり前だったことが当たり前ではなくなったこともあります。施策の継続性も重要ではございますが、状況に対応した転換も必要だなと思っているところでございます。要するに新たな発想、それから若い世代の感覚も大事だったということをおもっております。

また、これからは何をやるにも環境への配慮が必要不可欠となってきております。町の施策によっては少なからず各分野の底上げはできると思っておりますが、あとは個々の努力の部分もあるのではないのでしょうか。それぞれの分野における課題の解決と、それから同時に新たな施策の取組が所得向上につながれば、さらにいいなと思っているところでございます。

具体的にはまず農業分野で言えば、先ほどもありましたけども、世界的なSDGsへの取組や温室ガス削減、それから環境保全対策が叫ばれている中で持続可能な農業を推進するために本町では堆肥センターを建設し、循環型による土づくりの推進を目指しております。反収向上による所得向上を目指します。

併せて先ほどもありましたが、2期目の地下ダム事業も始まりましたので、改めてその強みを生かした高収益作物への転換を含め、さとうきびを中心に畜産、園芸を組合せた複合型農業の一層の推進を図ってまいりたいと思っております。要するに稼げる農業、それから魅力ある農業を実現したいと思っているところでございます。

また、農業版ハローワークを開設することによって、農家の労働力不足解消と、それから島内では働き手の副収入の確保、それから島外からは人材の受入れによる外貨の取り込みや移住定住への足がかりになるのではないかと期待をしているところでございます。

商工観光水産業の分野におきましては、まず先ほど出ましたふるさと納税事業のさらなる拡充や企業版ふるさと納税への取組、それから、サンゴ留学、ジオパーク推進事業、アカデミック観光の推進、奄振交付金による奄美群島周遊観光推進事業の活用等によりまして、外貨取得につなげ、町民所得、それから生産額のさらなる向上に取り組んでまいりたいと思っております。

また、本町の重点施策でもあります最重要課題の一つでもあります人口減少問題です。この改善策としましては、移住定住の促進は必要不可欠ではありますので、環境整備を含め、体験型事業の実施により外貨の取得と共に新たな人脈の取得ですね。産業人口の増を図ってまいりたいと思っております。

町内消費の拡大といったところでは、プレミアム商品券や店やーじかもーというキャッチフレーズですが、サイトの活用も欠かせないところでございます。

冒頭でも申し上げましたが、様々な要件を踏まえながら、柔軟かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長から幅広い分野での施策が聞けまして、その中で稼げるという言葉在先ほどもありましたが、今回も出していただきました。鹿児島県が出しますかごしま未来創造ビジョンの中にも稼ぐ農林水産業、稼ぐ環境というふうに、「稼ぐ」という言葉が非常に最近使われるようになってきました。ふるさと納税の話もありましてうれしいんですが、やっぱり稼ぐというのは非常に大事です。売上げを伸ばす、行政の中でもぜひ稼いでいただきたい。

そういう点で、ふるさと納税が1億円を超えてきました。今後の町長が掲げる目標があれば、再質問でお答えいただきたいんですが、お願いできませんか。目標額でもよろしいです。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

たくさん頂きたいと思っております。その分、農産物等も島から出るわけですから。はい、たくさんです。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

ありがとうございます。すいません、突然の質問であれだったんですが。その思いがあれば、少しずつまた増えてくると思います。

大崎町40億。すごい額はありますけども。奄美群島でも徳之島が4億というふうに少しずつ伸ばしてきてます。ぜひ町長がやると言えば、動きががらっと変わると思います。

そのためにはやっぱり働き方改革という人材の確保が必要になってきます。やっぱり役場の職員の方々が生き生きして燃えてる姿がないと町民には伝わらないと思いますし、私も農業に携わってますけども、農業振興課の職員が勢いを持って発言してくると、すごく一緒になって燃えていきます。その相乗効果をお互いに生み出して稼ぐということに目を向けていきたいなと思っております。

最後になりますけども、稼ぐ、町民の意識を変えていく。これは当たり前が当たり前じゃないというふうに町長もおっしゃいましたけども、本当に時代が変わってきて、これまでは行政の補助を使って何かしようという雰囲気があったんですけど、これからはやっぱり稼ぐために行政が出す、国が出す補助金をうまく活用して、自分たちの企業を稼ぐということを膨らましていくというふうな考え方に変えていかないといけないと思っております。

そのために一議員として、一農家人として、声を出しながらやっていければなと思っております。土岐議員もおっしゃってましたけど、行政、議会、町民がまず一体となって取り組まないとなかなか簡単にいかないと思いますので、腹を割って話をできるように私も取り組んでいきたい

と思います。

今回の数値、データを参考にしながら目標設定して、課題が幾つかあると思いますので、今回ごっくりな全体的な話になりましたけども、これから分野ごとに話を詰めて、それを現場に、一事業所に、一農家に落とせるように、そして、施策が届くように、そして、農業所得、全体の町の所得が上がっていくように取り組んでいければと思っております。また今後も議論させていただきたいと思います。

今日はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（榮 哲治君）

これで野間弘也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時25分からとします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

防災対策についてほか2件、生島常範君の発言を許可します。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせーら。お疲れさまです。最後となりました。無所属、1期目、生島常範です。

7回目の定例議会となりますが、今回も町民の方々よりいただいた御意見、御提言。特に少数の声、声なき声などを皆様方に拾い上げて共有していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

まず、第1項目ですけども、防災対策についてでございます。

皆さんも関心が高い内容ですけども、南海トラフ地震が30年以内に70%から80%の確率で発生するとか、もしくはもっと早い確率で起こるといったような報道がされております。奄美群島にはその際には波の高さ最大6メートルの津波が想定されております。

過去に津波や地震が発生した場所では必ずまた発生するという専門家の声もあります。皆さん御存じのように、111年前の明治44年6月15日には南西諸島では有史以来の最大規模の喜界島大地震、名瀬測候所の測定で震度6というのが発生しております。

先ほど午前中に議長のほうからもありましたけども、我々、議員の研修会で鹿児島で防災についての専門家の講演を聞きました。その中でも御紹介しますけども、去年2021年の1月1日から12月31日までの1年間で鹿児島周辺で震度1以上観測した地震は702回。これは国内で発生した地震の3割、つまり10回のうち3回が鹿児島近海で発生していると指摘しました。

そして、鹿児島県の発表によりますと、『津波浸水想定の設定について』という発表がありますけども、南海トラフ地震による津波の想定、これは島嶼部ですけども、群島に2地点の予想が掲載されておりました。それによると、奄美市の笠利の用というところは、笠利岬の近くですけども、最高津波の水位は8メートル、到達時間は39分。徳之島町は亀津で7メートル、到

達時間は27分です。

そんなことでございまして質問の内容です。波打ち際まで僅か数十メートルの位置にある喜界町の塩道にある新喜界発電所がもし浸水した場合、それで送電が止まった場合、復旧に数か月も要することが想定されます。

先日、九電の発電所を2回ぐらい見てきました。九電のほうはちゃんと建屋の浸水に備える対策も取っておりました。

その上で防災や減災の観点から国、県に要望して、3メートルぐらいの防潮堤の建設が要望できないかと思っておりますけど、町長、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生島議員の質問であります津波によって新喜界発電所が浸水し、長期間の送電停止が想定されるため、3メートルの防潮堤建設を国や県に要望できないかという質問でございますが、私としては唐突にこの質問をいただきまして、今現在、正直言って面食らっております。

というのは、この案件は本町に限った話ではございません。御案内のとおり、日本中に火力発電所というのが海岸沿いにたくさんあるわけでございまして、まず一自治体の範疇を超えた案件ではないかと思っております。

事前にこういった協議というか、があれば、いろいろ調べたりとかして手だては考えられるんですが、今現在、ここでこういうふうに質問されますと、本当に面食らってるというのが本心でございます。

確かに巨大地震での津波により発電施設が浸水し、電力供給がストップすることは災害時の懸念事項の一つではございますが、その辺りは国、県のほうでも十分に認識していることだと思っております。当然、事業主としての災害に対する具体的な計画やマニュアルもございましてしょう。

というのは、実際、九州電力はこういうような防災業務計画というのを持ち合わせております。これはホームページでもすぐ取れますんで、私も取ってみました。そういった形で事業所のほうがこういった防災計画もつくっておりますし、事業所が果たすべき役割、それから責任もございまして。そこはやはり尊重すべきだと思っておりますのでございまして。

先ほど議員もおっしゃいましたけども、実際に新喜界発電所でも防水扉等の浸水のリスクを避ける方策を取っているようでございます。仮に国、県に要望するとしても、事業主の意向があつてすべきものでございます。私はまだ九電のほうからそういった話も一言も伺っていない状態でございます。

仮に国、県に要望するにしても、先ほど言いました事業主の意向がなければなかなか話もできないと。それから、さらに先ほども言いましたけど、同じ環境にあるほかの自治体との連携も図りながら、いろいろ調査しながら、話を伺いながら、取り組むべきではないかと思っております。

したがって、町独自で直接、国、県に今、3メートルという基準もよく分かりませんが、防潮堤建設を要望することは、先ほど申し上げましたように、現段階ではちょっと考えられないところでございます。

というのは、先ほど申しましたように、事業所もこういった防災計画を策定しておりまして、これは災害対策基本法の中でこうした指定公共機関、これは39条にあるんですが、九州電力も指定公共機関として認定されております。そこでこういった防災計画をつくっております。これは津波を防ぐというよりも、今、言われたような浸水のあったときに減災、それから、その会社の従業員たちの避難といったものを優先的にやるのがこの計画の中でうたわれております。

議員も心配してることも分かるんですが、そういったことをいろいろ調査をして、できるものなのかといったことを勘案した上で今後も進めてはまいります、今、聞かれた段階では要望することは考えていないかということですので、ちょっと考えにくいなということです。お答えします。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私も想像つかないんですけども、2回、見に行きまして話を伺いました。

九州電力さんとしては一事業所ですので、会社の安全対策に沿ってやっているということで、施設を拝見いたしました。心臓部と言える機械室は二重扉になっていまして、ゴムパッキンが入って浸水を防ぐようになっていると。そして、ケーブルは地下を通ってます。そこも施工で固定していますが、これは実は今現在は小動物の侵入を防ぐという対策になっていて、水まで実は防げないので、今年度は新たにまたゴムパッキンを入れて、水の浸水を防ぐような対策の予算もつけているということ伺いました。

そこで私が気になったのが、海側を見せてもらいました。太平洋側です。もう波打ち際の近くなんですけども、コンクリートの防潮堤のようなものがありました。約1.5メートル。これは太平洋側にしかありませんでした。左手久側と早町側、あと県道側。もちろん三方はないんですね。フェンスだけなんです。これで大丈夫なんだろうかと。

6メートルの津波。あそこは構内にもありましたけども、海拔3メートルです。機械室のところの前に貼ってました。ここは海拔3メートル。

6メートルの津波がやってくる。そうした場合、1.5メートルの防潮堤を超えた場合、超えてきますね。浸水しても水が入らないようになっている。ところが、その水が大量に入ってきて、水圧が加わった場合、地下のケーブルの配管工から入ってこないことはないのかといったら、そこは完璧にはできませんということでした。でも、九州電力さんとしては上層部のほうで、随時、優先順位をつけながら、対策を取っているということなんです。

それで島嶼部、島の中にある九電の設備はどれも防潮堤を周囲に巡らしてるところはないよということだったので、私は調べてみました。与論、永良部、徳之島、奄美。そしたら確かにないんです。

ないんですが、ここは皆さんに注目してほしいんですけども、立地条件がほかのところはい



いんです。例えば、与論島は海拔10メートルの崖の上。沖永良部にいたっては14メートルです。徳之島は5メートルなんですけども、波打ち際から県道があって、その横にあるということです。そんな感じでございます。徳之島は3メートルなんですけども、西側にあるということです。

唯一、龍郷。ここは前、MBCのテレビでも報道されたみたいですけども、向こうは海拔2メートルです。そして、そのときも所長さんがもし4メートルの津波が来たら、変電設備が浸かり、送電が止まると2018年3月にそういうことを言ってるんですね。

そこで龍郷町のほうに尋ねてみました。防災の担当の方に聞きましたら、確かにそうですと。海拔1.5から2メートルしかない。そして、向こうの津波の想定はと聞きましたら、3メートルから5メートルです。ただし、戸口、手広のほうの太平洋側。喜界島側は6メートル以上を想定してます。なぜかという喜界島沖地震に備えてますということ、喜界島沖、喜界島地震ということを行ったもんですから、びっくりしました。

つまり、奄美の方々も喜界島地震はやっぱり以前起こったから、また再発するんじゃないかということをお心配してるわけです。それに備えているということです。

そこで、それを踏まえましてこの質問をしてるんですけども、龍郷町は今年から集落ごとに地域の防災計画を立てていると。そして、県の防災アドバイザーの方に来てもらって、いろいろ提言をしていただいていると。その中で実は指摘されたんですと。備蓄タンクと発電所が指摘されましたということでした。

そのこともありまして、町長、お伺いします。

今、この問題は大きな問題なので1市町村だけでというわけでは難しいということでしたけども、こんなふうが大島郡内の市町村のほうでもそんなことを意識して、計画をやっているところがあります。

一緒になって、県の地域防災アドバイザーの方に見てもらおうとか、アドバイスをもらおうとかそんなことはできないんでしょうか。お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど議員に申し上げましたように、この話を持ってこられたのが今日初めてのことでして。とあって、私も防災関係をやっております、九州電力のほうは、確かに言われるように、防波堤ですか、防潮堤が切れてるよねと。

本町の場合は防波堤、防潮堤というのは保安林の保全とか、それから農地保全とか、そういったいろんな事業を通じての高潮対策とか、それで張り巡らされているんですが、たまたま塩道のこの場所についてはないということは、もう認識しております。

先ほど申しましたように、事業所が、やはり事業所の努力として今やっているところで、そういったのをつくっておりますし、私たちは事業所抜きで今ここで話をしてもですね。議員がこうして見てきた話を私に聞いて、「どうですか」とか言われても、即答はできかねるという答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど言いましたようないろんなアドバイザーとかお願いして、そういった防災関係のこと

を周知していくのは本当に重要なことで、これはやろうかと思っていますが、九電に関して言えば、今ここで議論するデータも持ち合わせておりません。

御理解いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

お気持ちはよく分かります。

私もこの大きな問題を果たして取り上げられるのか。私自身1人だけでできるのかと、非常に力不足なものですから、ずっと悩んでましたけども、そういう一つずつ勉強していくうちに、これは本当に声を大にして町長にお伝えしたいなと思ってます。

鹿児島県にもそういった防災アドバイザーの方がいらっしゃいますので、ぜひその方々と一緒に検討していただければと思います。

すいません。県の防災アドバイザーというこの方の存在は御存じでしたでしょうか、町長。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

防災関係のそういった……。どなたというような固有名詞は分かりませんが、いらっしゃるということは認識はしておりました。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

それでは、今後、これはほかの市町村も立地条件は違いますけども、一緒になって取り組んでいただければと思ってます。

再度申し上げますけども、喜界島の本町の発電所の地理的条件はほかにも比べても非常に厳しいんじゃないかと私は思っておりますので、その認識を共有できたらと思っております。

続きまして、2番目の問題ですけども、先ほども申し上げました111年前の明治44年6月15日。もうすぐですけども。深夜の11時過ぎに喜界島地震が発生しました。喜界島は隆起サンゴ礁の島なんですけども、絶え間なく隆起と地震によって形成されたとも言える島に住んでますけども、だからこそ日頃から地震や津波はいつでも起こるという意識で生活する必要があると思います。

防災、そして、少しでも災害を抑える減災の意識を高めるためにも、喜界島地震が発生したこの6月15日という日を喜界町独自の防災の日に制定できないでしょうか。

町長、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えします。

この質問に対しても唐突でありまして、ちょっと頭の中には入ってなかったようなことです。

が……。

というのは、本当に町民の皆さんの防災・減災意識を高めることは重要なことでございます。そこは議員と同感でございます。ただ、だからといってこの6月15日。これは見ますと1911年、明治44年です。6月15日の23時25分に喜界島沖の地震が発生したというような記録。これは喜界町史のほうに載ってるんですが、先ほど議員もおっしゃいましたけども、実はこのことすら喜界町の方があんまりよく知らないんじゃないか。いや地震があったことは知ってるんだけども、どういった被害があったのか。そういった記録さえもあまりない。町史には日にちと時間と、それから、死者が1人で全壊が401戸、半壊が533戸あったと。このぐらいの記録は残ってるんですが、ほかはあまりないと。

ですから、私が思うのは……。一応、最後まで答えてからしましょうね。

まず先ほど言いましたように、喜界島地震のことを多くの町民の皆さんに認識してもらうことが必要だと考えております。また、ほかに明治のこの喜界島地震に限らず、直近でありました平成7年の10月の喜界島沖地震も含め、過去の災害等について、史実を忠実に町民の皆さんに伝えること。そして、後世に語り継いでいくことこそ大事であろうかと考えております。

そういった意味での防災の日という考えなんでしょうけれども、そういったことを丁寧に説明を行いまして、プロセスを大事にしていけば、自然とそういった流れになるんじゃないかというふうには思っております。

ですから、また先ほど言いましたように、唐突に明治時代のこれを防災の日という定義づけはまたこれもあまり考えてなかったもんですから……。

ただ、この記録を掘り起こしというんですか、こういうことがあったんだよと、本当に喜界町民の皆さんに周知、認知していただいて、それを忘れないようにという形でこの防災の日というような位置づけは大事だろうとは思っております。

ですから、この制定につきましては、特に今の段階では、どうなんでしょうか、これは6月15日、何の日だというふうに逆に質問されたときに何て答えるのかということがありますんで、やっぱり順序を踏んでやっていけばいいんじゃないかと思っております。

全国的にこういった防災の日とか、そういった過去を忘れないようにということで制定しているところがあると聞いております。これは調べてみますと、議員発言によって条例化してるというのが大半だったとお伺いしておりますので、その辺も併せて、じっくりと……。あまりじっくりすると、「いつ災害が来るか分からないよ、町長」と言われても困るんですが。

そういったような明治の喜界島沖地震というのをさらに記憶を拾い上げて、呼び戻して、それで今後の防災減災に生かしていければとは思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

はい、唐突に出したような感じで本当に恐縮なんですけども……。

私も歴史上にこういうことがあったということは聞いておりました。ところがある町民の方、島外の方からも3月何日でしたか、NHKの夜7時のニュースの中でこのことが出ている。南

西諸島が地震多発地帯であることの報道があって、そこに喜界島というのがちゃんとテロップで出て、喜界島沖地震が発生したことも紹介があったということなんです。

それで国内の方々ももう注目しているわけで、専門家の方々は喜界島地震というのは文献に載ってますのでよく知ってるわけです。知らないのはひょっとしたら我々、喜界町民だけかもしれない。

それでここで取り上げたのは、町長がおっしゃったみたいに、まずそういった事実があったことを町民に伝える。そして、私たちはそういう環境の中で、島で住んでるんだよということを意識してもらおうといったことを啓発していただいて、その先に防災の日があるのかなと思っています。

防災の日を設定する目的というか、理由を説明すれば、町民も理解できると思いますけども、ぜひまたその辺のところはよろしくお願いします。

アドバイスがありました。議員発議でどうだということもありましたので、これもまた先輩議員とも、議長とも相談して決めたいと思っています。

続きまして、学校再編の検証についてでございます。

学校再編から10年がたちました。各分野の検証を各団体、分科会でしてるところだと思いますけども、喜界町が目指す理想の次世代人材育成に向けて取り組む必要があります。そして、現に実際にやっております。

その中で質問ですけども、智・徳・体の全分野の健全育成を進める中で、地域住民が子供たちの学校での活動に関心を持ち、深く関われる取組の一つが学校応援団という事業だと思います。この内容については、昨年、議会でもお尋ねしました。その中で課題も伺いました。どうしても学校の中の活動に留まっているという課題がありました。これをどうやって地域まで広げていくか。教育委員会のみならず、地域の方々とも意見交換しながら取り組んでいきたいという答弁でした。

その答弁を踏まえまして、1年たってますけども、その後の検討の進捗などをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

自席からお答えいたします。

今ありましたとおり、本町では平成24年に学校が再編され、10年が経過いたしました。町教育委員会では必要に応じて、様々な面からの検証を進めてまいりたいと考えているところでございます。

学校応援団の取組は地域全体で子供を守り育てる環境づくりの重要性を踏まえて、これまでの活動を継続して、今年度も取り組んでいるところでございます。

取組の主な内容としては、昨年と成果、課題等も大きく変えるところはございませんけれども、小学校は島唄や方言、昔の遊びやおもちゃ作り、エイサーやミシン指導など、郷土の文化や産業に関する学習や特殊技能を有する学習などとなっております。ちなみに中学校はほとん

どが部活動に関わる指導でございます。

成果としては、先ほども少しありましたけども、地域の方とのつながりができる、あるいはふるさとへの愛着や誇りが醸成される、子供たちの教育に役立っていると実感できるなどが挙げられております。

ただし、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、取組がやや制限されている実態がございます。

一方、課題としては、募集をかけてもボランティア応募が少ないことや講師が特別の知識や技能を持った人に固定化されることが大きな問題、課題であるとされております。また、ほかにも学習活動が学習時間内の一過性的な傾向に終わりがちである。あるいは形骸化、マンネリ化する傾向も見られるなどが挙げられております。

今後、教育課程の編成上、学校応援団を活用した学習をこれ以上増やすということは学校も難しい面もありますけれども、効果的な学校支援活動を工夫してまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（榮 哲治君）**

生島常範君。

**○3番（生島常範君）**

なおの検討を、さらによくする方法をまた模索しているというふうに理解をしております。

今もありましたように、どうしても一過性になりがちだということ。そして、講師も応募が少ない。特定の範疇に固定しつつあるといった課題もあるということでした。

その辺のところも広く募集することによって、もしくは周知することによって、解決できるんじゃないかなという気もいたしますので、また引き続きよろしくお願いします。

昨年、教育長の答弁の中で学校応援団事業を発展させて、今、学校のみ活動になってますので、限定されてるので、地域学校協働活動推進員制度というのがあったとおっしゃいました。そういったのにも発展させて検討していきたいということでしたけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

いわゆる地域の中で、具体的に言いますと、子供会活動ですね。小・中学生が入っております。先ほど中学生は部活にも限定されてると言いましたけども、子供会でしたら、小中一緒に、高齢者も地域の方も一緒にできます。

この地域学校協働活動推進員制度の活用についてはいかがでしょうか。教えてください。

**○議長（榮 哲治君）**

教育長、久保康治君。

**○教育長（久保康治君）**

学校応援団推進事業は学校を中心とした取組ですというのは昨年も申し上げました。今、またあったとおりでございます。

県教委としてはそれを発展という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そのような形で、今、御指摘ありました鹿児島地域学校協働活動といった事業に移していこうというような動きがございます。

昨年度そういったのもまた視野に入れていきたいということをお願いしたけれども、先

ほど申し上げましたが、現在の学校応援団活動の課題と思われ、その特に人材確保の面です。あるいは学校協働活動に移った場合には、これも昨年、話題になりましたけれども、コーディネーターであるとか、あるいは推進委員であるとか、そういった人たちをまた委嘱することになります。

そういった面での現段階での人材確保が難しい状況もある。あるいは学校、先ほどの応援団活動がやや課題を抱えながら進めておりますけれども、学校協働活動のほうも取り入れている自治体等に聞いてみますと、やはりそこにも課題もあるというようなことも聞いておりますので、現段階でそれを喜界町で取り入れていくということは考えておりません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

御答弁の内容は今、学校応援団の事業の充実をまず図りたいということですね。その先にまた地域学校協働活動推進員制度を導入できればということですね。分かりました。じゃあ、一步一步。この問題は次代を担う我々の主役である子供たちのことですので、私たちが注意深く関心を持っていきたいと思っております。

それでは3番目の項目に移らせていただきます。

議会だよりのほうでも町民の声がありましたように、これまで一般質問で取り上げた内容に対して、当局側から検討する、協議するという回答を得た内容について……。

○議長（榮 哲治君）

生島君。2番が飛んでますけど……。

○3番（生島常範君）

すいません。失礼しました。2の学校再編の検証についての2番目ですね。失礼しました。

学校再編10年になりますけども、直接関係ないように見えますけども、これで事実上の一中一高、一貫というか、中高連携の形になりました。そして、幼小中ですけども、安心安全に登下校できるようにスクールバスを導入し、保護者の方々も非常に喜んでいただいています。地域の方々も非常に喜んでおります。

その規定によりますと、利用者は幼稚園、小学生児童、中学校の生徒に限定されております。喜界高校についてはこれまでの慣例といいますか、徒歩、自転車、バイク、バス、もしくはその他の方法というふうになっておりますけども、保護者の経済的な負担とか安全安心して学業や課外活動にも専念できるように、バイク通学生の高校生も利用できるような規定改定はできないかという声がありました。

もちろん責任母体が違います。向こうは県立、こちらは町立でございます。それは分かった上で中高一貫、喜界の中にある一島一高の存在といったことも鑑みて、そんな検討ができないかという相談があります。

これに関してはいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

スクールバスについては、喜界町スクールバス運行規則に基づいて、委託業者等の契約書あるいは仕様書等によって運行しており、議員御指摘のように、利用者は幼稚園児、小学生、中学生が対象となっているところでございます。

御質問のバイク通学生の高校生まで拡充することはできないかでございますけれども、町立、県立の違い、事情等は理解した上でということでの御質問ですけれども、現在のスクールバスの状況については、現在の現行のバスの定員の問題、それから、小中学校などと高校の始業時間、終業時間がかなり異なるという面。それから、安全確保のためにできるだけ市街地というんでしょうか、現在、町中のほうは通らない運行に努めております。

ですから、喜界高校の前の道路は現在は走っていない、バスは運行していないといった配慮等もありまして、解決しなければならない幾つかの問題、課題があるのかなと受け止めております。

また御指摘の趣旨は理解できるんですが、高校生の心理発達、あるいはキャリア発達といったような発達段階を含めて、高校とも若干の意見交換もさせていただきましたけれども、現段階で幼稚園児あるいはまた小中学生と同じように、高校生がスクールバスを利用するということは現実的ではないのかなと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

確かにおっしゃることも分かります。私は参考までに調べてみました。今、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、喜界高校は毎年、基本的な通学方法の調査というのをしております。徒歩通学が10、自転車90、バイクが40、バスはゼロ、その他、送迎が数名いらっしゃる。送迎が数名です。

朝課外は7時25分から、夕課外は17時まで。部活は19時まで。夏時間、冬時間が違いますけれども。そういう状況でございました。

同じように同じ一島一高の島々を調べてみました。与論、沖永良部です。徳之島も聞いてみましたけれども、与論とか沖永良部も同じような状況でございます。ただ特徴的なのが両校とも徒歩はゼロなんです。徒歩はゼロ。自転車かバイクです。バスもゼロなんです。遠い、バス停が近くにないという事情です。そういった事情でございました。

ですから、これが島の中の高校生の今まで見てた当たり前の姿ではあったんですよね。私たちの頃もそうでした。

何で今頃こんなことをといたしますと、喜界高校は今148名です。新入生は48名でした。これから夢留学とか孫留学とか、関係者留学とかをこれからどんどん進めようと思っております。そうなってくると、皆さんがこの近くに住むわけではなくて、旧二中校区、旧早町中校区にも住む方も多くなってきます。また、ぜひ住んでほしいと思っておりますけれども。そうなったときにそういった保護者の方とか、生徒自身のそういった不安、負担まで解消できるような、そういったことも喜界町は考えてますよというので検討できないかということなんです。

こう思ったのはなぜかと言いますと、ある方から徳之島には実は2校、高校がございます。一つは県立、一つは私学でございます。その私立の高校というのは島嶼部では、島では唯一の全日制の高校だと聞いております。その方が言うには、通学に不安を感じないために、心配のある方は私学の高校に行く選択をする人がいるよということを聞いたもんですから、そうなんだなと思って、また電話して聞いてみましたら、そういう方もいるということでした。

ですから、今、そういったふうに本人もしくは保護者がそういったことまで心配する方々がいて選んでるわけですから、向こうは私立、こっちは県立ですけども、民間のいいところもし採用できるんでしたら、事業の範囲内、経営の範囲内でできるんだったら、これは検討の余地があるんじゃないかなという思いで提案しました。

喜界高校に問合せみても、果たしてニーズがあるかなと言われました。はい、そうなんです。ニーズがあるかないか。そして、保護者の方々に何人か聞きましたけど、びっくりしてまして。でもありがたいし、うれしい、ありがたいとそんな声もあります。

つまり先ほど土岐議員、野間議員からもありましたように、当たり前の光景なわけですから、誰も不安にはならないというか、疑問に思わないわけです。さらにまたよくしていこうというふうに思うか思わないか。そういった意味でいろんな人の意見を聞いて、よりよい環境をつくれないかということで、今日、提案させていただきました。

もちろん保護者とか高校と連携を取りながら、もしニーズがあるんだったら、あるかないか、アンケートを取っていただくとか、こんなことをして今後のことも検討していただければと思っております。

もちろんスクールバスは今、大型4台、中型マイクロ2台で計8台でございます。4,320万円の年間、運行料を支払っております。

そういったことも含めまして、有料にするか無料にするか、それも含めまして、ニーズもあるかないか、向こうからそういった要望があるかないか。こっちから逆提案して、こんなことも不安材料になってませんか、喜界高校の魅力化アップの中で不安材料になってませんかと逆に聞いてみるとか、そういったことも検討していただければと思って、これも唐突ですけども、この問題を提案させていただきました。

教育長、何か……。よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

特別な事情が認められる場合であるとか、あるいは先ほど今後のことを触れましたけども、今後を含めて客観的な事情など、あるいはまた必要性などが生じた場合は個別に検討はさせていただきますと思います。

ただ先ほどニーズを含めた調査等については、先ほども申し上げたような理由で現在のところは考えておりませんが、私ども教育の場から見ると、安全や安心の確保というのは極めて重要な事項でございますけれども、また先ほど言った発達段階だった場合、もう一方で教育の本筋、本質である子供たちに自分で考え、自分で判断していくという様々な力を育成するというのも教育でのまた一方での大きな目標でございます。それを両立していかなきゃいけな



いわけですけども、安全確保の面ということとまたそういったのも考えながら、発達段階等を考慮して対応してまいりたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

実はある保護者の方からもこんな意見が出ました。確かにそういうバスが出るとなると、時間管理をするようになるかもしれないねという。島の人はどうしても島時間という言葉がありまして、例えば、8時に集合ねと言ったら8時に家を出る人がいたりしますけども。子供たちはそういうことはないんでしょうけども。都会の子供たちと違って、バス、電車に乗り慣れてないもんですから、時間管理がなかなかできない。それがあれば時間管理はできる。それによって大人たちも保護者も地域も変わっていくのかなということを言っていましたので、ある意味、教育長おっしゃったみたいに関心ある学習の狙いがありますけども、時間管理という点からするとこれはメリットがあるのかなという気もしましたので、また総合的に検討していただければと思います。

3番目の最後の項目に移らせていただきます。すいません、さっきフライングしましたけども……。

これまで6回、定例議会で一般質問をさせていただきました。その中で検討する、あと協議するという内容がありましたけども、町民の方からその後、その進捗、検討、協議の結果などはちゃんと確認してくれよという声がありました。

去年、私たちが受けた鹿児島での新人議員研修の中でも、講師の方が1回取り上げた問題は検討で終わらしちゃ駄目だと。半年から1年以内にもう1回取り上げて、ちゃんと議会で回答を得るようにというアドバイスがありました。

それを踏まえまして、ざっくりと5項目についてお伺いいたします。

まず1番目です。

これは去年の3月議会、もう1年前です。1年過ぎましたけども、取り上げた問題です。

町文化協会の下部組織に地区文化協会を創設できないかという内容について、御答弁ではこれは一義的には喜界町文化協会の規約等に属するので、同協会とその必要性、その他について協議、意見交換したいという御答弁をいただきました。

1年以上たってますけど、その後どうなったか教えてください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

昨年の定例議会における質問に対して、私のほうからは先ほどありましたとおり、一義的には喜界町文化協会に属することであり、協議や意見交換することが肝要であるとする、総合的に検討してまいりたいとお答えさせていただきました。

その後、答弁内容を踏まえて、一義的な関係組織である町文化協会と協議をいたしました。その結果、町文化協会の本来の目的とは少はずれてくることや運営面の難しさが生ずるなどの懸念があり、下部組織としての地区文化協会の創設は難しいという回答がございました。創設

するのであれば、従来の文化協会を解体再編するなど、別の組織や団体として立ち上げるのが望ましいのではないかというような意向もお聞きしております。

また、地区文化協会の創設については、私ども教育委員会としては将来的な組織の維持や活動の継続などの持続可能性についても懸念、危惧いたしております。

本町の他の社会教育関係団体の現状を見ると、担い手の不足や活動の停滞化などから組織の維持や団体の継続そのものが年々難しくなっており、今後の存続すら危惧される状況が顕在化しているところも一部見られております。

また、他の自治体等の情報を見ましたけれども、地区文化協会、いわゆる町文化協会の下部組織としての地区文化協会といったものを組織編成している事例はございませんでした。

そういったことから検討等をしてまいりましたけれども、現在のところ、地区文化協会の創設は難しいと判断しているところでございます。

### ○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

### ○3番（生島常範君）

確かにおっしゃるとおり、大島郡内の他市町村にはまだそういった組織はございません。ないからといって、じゃあ喜界町はできないというんじゃないで、喜界町はどうなんだ、必要なんだということをまた内部で再検討してほしいというのが私の去年の趣旨だったんです。

先ほども何度も言ってますけども、我々がこれまで見てきたのは当たり前になって、疑問に思わないわけです。ですけども、そこでもう一度、疑問を持ったりとか、提案することによって、そういえばそうだなとか、どうなんだろうと、もう一度、再検討するというのも必要じゃないかなと思っております。

常識を疑うというんですか、そういったことをつい最近、私が受けたセミナーでも言われました。これは男女共同参画事業のことなんですけども。全く目からうろこで、今までの常識を覆されるような視点からのアドバイスに驚きました。

こういったことはありますので、本質を見極めて、現状はどうなんだと、これでいいのかと。子供たちに地域の文化に触れる機会が、地域住民が触れる、そういった仕組みができてるのか、その辺をもう少し検証していただいて、そのためにはどんな仕組みが必要なのか。文化協会が難しいから解体して再発足ということもおっしゃいましたけども、それも含めて、喜界町ならではのそういった社会教育体制というのか、そういったものの再構築もぜひ考えてほしいと思っております。

また、それだけの価値があるんじゃないかと私は思っております。小さな島ではありますけども、33の村があって、37の集落とかあるわけですよ。そこに子供たちも住んでいる。地域の住民も住んでいる。これは本当にオンリーワンでございます。

ですから、そういった島に住んでるんだよということを我々住民も誇りに思って、それを背中で教えられるような、そういった体制を我々大人がどうやったらつくれるかということを検討していただきたいと思っております。

それが外から来た方々には非日常で、また非常に新鮮味もあって、自然同様、すばらしいと、魅力的だと思うわけです。

私は観光に関わっておりました。観光というのは光を観ると書きます。前町長がきらり輝くということを行いましたけども、きらり輝く、輝く、いわゆる外では見られないものがある。魅力なんですね。

ところが我々は気がつかない。だから、気がついた人たちが、気がついてる我々はその光をもっと放つような仕組みをつくっていくことが大事じゃないかと。そのための検討をぜひこれからも継続していただきたいと思いますけども。

これで検討は終わるのでしょうか。それとも、これからも検討していただけるのでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

質問要旨もそうでしたけれども、一応、検討するとお答えした分の現在の進捗状況をお伺いしたいということでしたので、現段階でのお答えいたしました。一応、また先ほどの貴重な意見としてお伺いしておきたいと考えているところです。

とにかく喜界町の子供たちをもちろんふるさとのよさ、そういったものと同時に、また要請されている新しいそういった教育なり、力なりをつけていくということを両立させながら考えていっていききたい。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひお願いいたします。

これからの子供たちは自分が人と違うところ、違う文化を持っている。それを自分の言葉で、もしくは外国語で説明できる、そういった能力を今、身につけさせようとしてますよね。ですから、そういったことができるためにはまずそういった環境をつくってあげる、そういった中で彼らを育てるということが大事ではないかと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

続きまして、次にまいります。2番目でございます。

これも昨年の3月の議会を出しまして、また、午前中、良岡議員からもありましたけど、もう一度、お伺いします。

早朝、船便の利用者の交通手段の改善は公共交通会議で検討ということでした。その後の進捗なんですけども、先ほどもありましたので、私はぐっと具体的なことをお伺いします。

先ほど良岡議員への答弁の中でバス利用者及びタクシーの業者さんにアンケート調査を行ったと。その結果及び事務局案として、3月のその会議に提案したと。次は6月中に開催するとありました。

その中で事務局が提案したというのは、結果だけじゃなくて、具体的な対策案なども入っているのでしょうか。そして、もう一つは去年は1回しか開催できなかったんですけども、今年度、何回ぐらい開催している。合計で何回ぐらい開催すれば、めどが立つと考えてらっしゃるのでしょうか。この2点をよろしくお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

**○企画観光課長（中村幸雄君）**

生島議員の御質問にお答えいたします。

まず午前中、町長のほうから答弁がございましたとおり、今、地域公共交通会議の中でこの問題について議論をまさしくやってる最中でございます。コロナ禍の中でなかなか対面式での開催ができないということで、まず設立総会自体も1年以上延びたという経緯がございます。3月に実際ようやく開催ができてるという状況でございます。一応、今のところ、6月に第2回目の協議会を開催する予定でございます。

あと、今、生島議員のほうから御質問があった中でバスの利用者とタクシーの利用者というアンケート。こちらのほうがアンケートを実施したのは、タクシーの利用者じゃなくて、バスの利用者だけです。すいません。

そちらのほうのアンケートに基づいたやつを取りまとめをしまして、協議会のメンバーにお示しをして、その中から問題提起をそれぞれからいただくということで、これまで昨年ですか、そういった議会の中でも答弁させていただいてると思うんですけども、公共交通会議の中で喜界町にマッチした交通体系をどういうふうにつくっていくかというのを、関係者、皆様から意見を拝聴した中で決めていきたいと思っております。

以上です。

すいません。あと開催回数ですけども、一応、今のところ、私どもでは年3回ほど開催したいという思いはございますけども、こういう状況でございますので、開催数につきましては、多少変わることがあるかと思えます。

以上です。

**○議長（榮 哲治君）**

生島常範君。

**○3番（生島常範君）**

ありがとうございます。午前中、私が聞き間違えたでしょうかね。バス利用者にアンケート。そして、結果を3月の交通会議に提示したと。要するに事務局案までというふうに私は伺ったんで、ある意味での具体的な解決策なども盛り込まれてるのかなと思ったんですけども、それはないということでもよろしいんですね。別に今、提示する必要はありません。

事務局から案。ほかのところではこんな解決策を取ってますよとか、そういった案も盛り込んだ事務局案を提示されたんでしょうか。

**○議長（榮 哲治君）**

企画観光課長、中村幸雄君。

**○企画観光課長（中村幸雄君）**

そのアンケートの中でそれぞれ項目がございます。そういった中からアンケートでこういったことを議論してほしい、改善してほしいというものを協議会のほうで……。設立総会でしたので、何も無い、議題がない中で協議を進めるわけにいかなかったもんですから、事務局の中で開催が1年延びたというところで、バス利用者の方たちにアンケートを実施しまして、それを取りまとめた上で協議会のメンバーの皆様にお知らせをしたといったところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

はい、分かりました。

それで回数ですけども、年に3回予定してるということでした。でも、去年は1回しかできなかったということですね。去年は1回しかできなかった。今年は年3回する予定だということですね。

合計で計何回して、いつ頃をめどに、ある程度、形になるのかなという、その辺もまだお示しできないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

この問題につきまして、たしか令和2年の議会の中でも私が答弁してるかと思うんですけども、時間をかけて、これまで懸案事項で棚上げされてた問題だと思いますので、各事業者さんの意向も聞きながら、本当に今、必要なものが、どういったものが皆さんが求めているのか、あと、どういったものが提供できるのかといったやつを構築していきたいと考えてるところです。明確に、例えば、3年間で答えを出すといった答えができればいいんでしょうけども、今のところ、そういったところがない状況でございます。

ただし、一つ一つ、今、最もこちらのほうに声が寄せられてるのがフェリーの送迎の問題とあったところですので、そういったところは早く改善できればなと思ってます。

ただし、そのためにも実証事業等を利用しながら、実際にそういった何か試験をやって、テストをやった上でこれが望ましいのかどうかというのを結論づけていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

めどは立たない。けども、フェリーの早朝の送迎に関してはできるだけ実証実験、いわゆる社会的実験ですよ。社会実験をしながら、できるだけ早く解決していきたいといった内容でした。

これは前も去年も御紹介したんですけども、町民の方から昭和62年から平成2年まで代替バスとして喜界バスが走ってたよということです。僅か4年間ですけども、喜界バスが早朝、港まで走ってたということを聞いてます。でも当時、4年間で終わったのは利用者が少なかったからやめたということでした。

当時はタクシーの会社も2社、もしかして3社。そして、軽貨物という乗り合いもあったと思います。ですから、結構、交通手段がいっぱいあった中でのバスの運行だったんだなと思いました。

そんなことも御存じでしょうから、一つの案として、また提示していただければと思ってます。

この件に関しては、まだめどは立っていないということですので、次回、またお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、よろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

一般質問で上げられましても、協議会の中でこの問題を協議してまいりますので、そこで議員の代表の方も入ってらっしゃいますので、そちらの中でしか私どももお答えできないので、決まったことをこの場でお伝えするという形になろうかと思えます。

御理解ください。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の3番目にまいります。

これも令和3年の3月の議会で質問した内容です。志戸桶の沖名泊、ウチナー泊の公衆トイレに関しては、指定海水浴場の改正や観光ルートを含めた全体的な計画を練り直し、早急に検討したいという答弁でした。

その後の進捗状況などを教えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

昨年度、公園施設等の管理を行っている関係課におきまして、現地確認調査を実施いたしました。今年度はトイレを含む公園施設等の改修の必要性や新たな設置等を検討してまいっているところでございます。

申し添えますが、検討という言葉は公務員ではもうやらないんだというような俗語がございますけれども、私は検討というのは前向きに検討と申し上げております。できないものはできない、しないものはしないというふうにお答えしているつもりでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、答弁に関しては、前の答弁にもしましたように、観光ルートとか本当に必要な場所だと思っております。特に坂嶺周辺とか、それから、今、言う志戸桶海水浴場は本当にすばっと抜けてるような地帯になってますんで、これはもう認識しておりますので、必要性は本当に感じておりますので、現在、調査をしながら、どういった事業が導入できるか……。

ただ町単でやるのはかなり厳しいところがございますんで。というのは、トイレにしても和式から洋式に全て変えるべきじゃないかといった検討もしながら調査を行っておりますので、そういった事業導入とかを含めて、そういったプロセスをぜひ御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

とてもうれしい答弁でした。検討というのは前向きに考えてるということ。これは本当にうれしい限りです。私もそういうふうに思っていました。それで再質問しております。

それで志戸桶の沖名泊の公衆トイレに戻りますけども、今、公衆トイレがないです。向こうは東屋みたいになっていて、地域の方々に活用されてるということで、雨宿りにもなるし、中も結構広くて、テーブルを置いて、結構語らいもできるということでした。

ただし、私のところに耳に入ったある観光客の方からは、ああいう観光地にある施設ですのでトイレがあるだろうと思ったらなかったということで、はた困ったということがありますので、看板か何かでもトイレは向こうですよとか、案内はできないものかなと思った次第です。

地元の人たちは分かってます。50メートル先にちゃんとしたトイレがあります。私もそれを教えてもらったので分かりますけども、外来者の方々は分らないです。

町長も御存じのようにおっしゃってますけども、あそこは平家上陸の地。そこからまた、碑もありますし、その碑を巡る、歴史を辿る歴女という言葉もありますけども、そういった方々も喜界島に多く見えます。ある意味、観光地というか、史跡になってるところですので、そこにはそういった案内もできないかなと……。

多分、場所が変わるかもしれません。それまで、あずまやじゃないんだよ、ここはトイレはないんですよという何か看板みたいのが立てられないかなと思うんですけども、その辺は検討をしていただけるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

先ほど町長の答弁でもございましたとおり、志戸桶、沖名泊は観光ルートの一環というふうな形で考えてます。町単での整備というのはなかなか厳しい状況でございますので、そういったことも踏まえまして、何か事業を持ってきながら考えていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解ください。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

はい、ありがとうございます。

それで令和3年度の9月の議会で同じトイレの問題を取上げました。そしたら、答弁の中で島内のトイレの整備については、町民、観光客が安全安心して利用できることを基本方針に、9地区を設定して、4か所のトイレ設定を想定しているという答弁がありました。実施計画は令和5年から9年ということでした。

9地区というのは旧小学校校区で9地区ということなんですか。そしてまた、その中にももちろん志戸桶も入っているんだと思いますけど、その辺のところをどうでしょうか。確認ま

でお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

生島君に申し上げます。通告外でありますので、先に進めてください。通告されておられませんので、先に進めてください。

○3番（生島常範君）

はい、分かりました。じゃあ、この問題はここで一応、区切ります。

最後に志戸桶の沖名泊に関して、観光客目線での配慮もぜひ検討していただきたいことを申し述べて、3番目はこれで終わらせていただきます。

4番目に移ります。

第3日曜日の家庭の日となっておりますけども、以前はふるさと美化活動も同時にやりました。集落をあげて同時に開催している地域もまだ多ございます。美しいまちづくり、共同体意識の醸成、あと異世代間の交流など、意義ある活動だと私個人は思っております。

以前同様、広く広報してはと要望しましたところ、前回の議会では区長会や関係団体と協議したいということでした。

その協議の進捗などを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

令和3年第4回定例議会において御質問、御要望等ございました。それを踏まえて、ふるさと美化活動の実態や今後の在り方なども含めて、全集落の区長を対象に実態調査、アンケート調査等を実施いたしました。

主な結果について少し紹介いたします。

まず初めに、毎月第3日曜日がふるさと美化活動の日であるということが認識されていないかという御指摘もございましたので、それについてお尋ねしたところ、92%の集落が知っている、認識しているという回答でございます。

その上でその趣旨に沿って毎月実施している集落は11集落の約30%でございます。そのうち、1集落は第3日曜日に限定しないで実施しているということでもございました。

一方、毎月実施していない集落は全体の約70%に上る24集落でございます。そのうち毎月ではないが、第3日曜日を基本にしているところが14集落、毎月ではない上に第3日曜日に限定しないで実施しているところが10集落であり、第3日曜日がふるさと美化活動の日であるという認識はありながらも、実態は各集落のそれぞれの事情により異なる結果がうかがえております。

では、今後の在り方の意向調査については、毎月第3日曜日に統一して実施するほうがよいは約4割の集落、実施日や回数はそれぞれの事情により決めるのがよいが約6割であり、大きく二つに分かれる中で現状を尊重する考え方が多い結果となっております。

結論的にはこれまでの長年にわたってそれぞれの集落や実施団体において、様々な状況の変化や困難なことが生じていることから、今回のアンケート調査の結果を踏まえて考えると、先ほどありました以前のように一律に統一して実施することを行政として要請していくというこ



とは適切ではないのかなと考えているところでございます。

なお、啓発の面については、喜界町行事カレンダー、あるいはしまごよみとか、広報きかいのくらしカレンダーの中に掲載するなどの一定の広報、啓発の在り方については、引き続き検討してまいりたいと考えておるところです。

御理解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

アンケートを取っていただき、ありがとうございます。

92%の区長さんが知っているということでした。そして、11集落が毎月実施している。14集落が毎月ではないが、第3日曜日に実施しているということでした。それでよろしかったですか。全部で25集落ということですね。37ありますから、半分以上が第3日曜日に実施してるということになります。

私が聞いた中では、第3日曜日に限定しないでやってるところの方がいらっしゃいまして、じゃあ、ごみとかどうするんですかって聞いたら、次の日の月曜日に区長さんが集めて持っていったって言ったんです。ああ、そうですか。実は第3日曜日は8時から12時までクリーンセンターを開けてるんですよ。ふだんはクリーンセンターは閉まってますけど、第3日曜だけ開けてますよということを書いたら、あ、そうなんだ、そうなのということで、だったら私も私たちも持っていけるねと。そしたら、区長の負担も減らせるねということだったんです。

ということは意外と知らない人もいるんだなと。現区長さんは知ってるけども、その方は元区長さんだったんですけど。そうでした。

ですから、そこで私は思ったんですけども、こういう各家庭に毎年1月に配られますけども、喜界町ごみ分別一覧表というのがあります。この中で小さいんですけども、クリーンセンターの施設利用時間というのがあります。その中に年末年始を除く月から土の8時半から12時、13時から16時。そして、第3日曜日8時半から12時と小さく書いてるんです。そして、赤字で日曜日は休みです。第3日曜日の午前中のみ開場しますと書いてあるんです。

これを全戸に配ってるわけですから、みんな知ってるはずだと思うんですけど、なかなか気づかなかったり、忘れたりというのがあるかもしれません。それがあってもう少し広報できかないかと申し上げたわけでございます。

そして、前回も申し上げたように、クリーンセンターは以前は日曜日も開場してました。でも最近はもう第3日曜日だけになってます。何でこうなったかという、これまでの流れといいますか、平成4年ぐらいから家庭の日とふるさと美化活動を抱き合わせて実施してきた。それに合わせて、11集落はずっとやっている。第3日曜日にやってるところは14集落、合わせて25集落が第3日曜日を意識してやってるわけです。だから、クリーンセンターはその方々に便宜を図るために、第3日曜日の午前中のみ開けてるわけなんですよ。

ですから、私は結論を申し上げますと、こういうふうに決まってるわけですから。見にくいんですけど、決まっています。これをもう少し周知したらどうですかということなんです。

また、これも前回申し上げましたように、学校も第3日曜日の午前中は部活動を中止にします。スクールバスも中止にする。学校もスクールバスもクリーンセンターもそういった配慮をしていますよ。

それでもまだ都合が悪いんだったら仕方がないんだけども、できればこの日に作業をするんだったら、美化作業をするんだったら、この日にしてもらえませんかぐらいな要望は、私は経費削減の上からも、意識掲揚の上でも、町民あげてやるというふうな機運を盛り上げる意味でも必要だと思ってます。

さっきおっしゃいましたけど、こういったしまごよみカレンダーにも載せていただくとか、広報きかいにも載せるとか、そういったことをぜひしていただければ、もっと島をあげてきれいにしようという意識が高まるんじゃないかと。

それこそ鹿児島県で僅か一つしかない一町村である喜界町しか、日本で美しい村連合に入っていないわけですから。ですから、日本の美しい村連合に入っている鹿児島県唯一の喜界町はこうやってやってるんだよということで取り組めないかと思ってます。

午前中、土岐議員からもありました。町民と力を合わせて取り組む必要があるんじゃないかということで、町長自ら率先して、月1回でも呼びかけて、クリーン作戦をしたらどうですかと。そしたら、話題になるし、SNSで発信したらすごい島だなと話題にもなるし、町民の意識も変わるんじゃないかということでしたけども。

町長、お伺いします。町長、月1回、第3日曜日、午前中、1時間でもいいから皆さんできれいにしましょうといったことを町長から呼びかけていただく考えはございませんか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど教育長が答弁された中で実態調査と申しますか、アンケートを取った回答がありました。実施日や回数はそれぞれの事情により決めるほうがよいというのが6割あるというふうに、今、報告を受けました。その中で私が声を上げていけるかなのでしょうか。

これはちゃんと町民が、今、言うようにきれいくしようとか、そういった先ほどの意識改革と一緒に、やはり意識改革をしながら……。こういう実施するかしないかは、私がどうのこのじゃないんじゃないかと思ってますんで。ちゃんと住民のコンセンサスを取ったアンケートに基づいて、皆さんが理解をして実施をしてもらおうような形が一番いいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

はい、分かりました。

教育長がさっきおっしゃったみたいに広報きかいとか、こういったカレンダーに載せて広報する。これは検討していきたいということでしたので、ぜひまたその方向で検討していただいて、あと、クリーンセンターの開場の案内ももう少しアピールできないか、もっと強調できな

いかなと私は思っております。

そうしないと、聞いた話ですと、第3日曜日以外にある月に至っては3回ぐらい開けなきゃならなくなると。結局、町民優先というか、町民の希望を優先したためですね。それがこういう事情を知った上で第3日曜日以外の日に設定したか。知った上で決定したと思いますけども。そこんところでございます。

ですから、基本は第3日曜日の午前中ということを出していただければと思っております。それを要望しまして、この問題は終わりたいと思っております。

最後になりますけども、もう1年前ですけども、これも去年の6月議会で提案した内容でございます。

身障者の方、高齢者、体の不自由な方も含めて、全ての方に優しい住みよいまちにするために、町の施設を順次、点検整備するとのことでした。その中で図書館、中央公民館の階段、あと、スロープ、駐車場のバリアフリー化の問題を検討するということでしたけども、その後の進捗状況を教えていただければと思っております。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

このことについては、昨年、第2回定例議会において、町長のほうから公共施設等について、順次、点検整備する考え方が示されました。それを受けて、図書館あるいは中央公民館について、様々な検討を進めた結果、図書館、中央公民館、それぞれに既存のスロープを有効活用し、手すりの装着、スロープ近くに身障者用の駐車場の新たな設置、駐車場からスロープまでのバリアフリー化などを一体的に整備することといたしました。

時期については、関係業者との調整を図り、可能な範囲内で早期に実現したいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

既に検討してるということでした。

話が戻りますけど、役場の前に3台分、県の事業であるパーキングパーミット制度で活用した駐車場がきれいになってます。町民の方は非常に喜んでおります。そういった形で段階的に整備していただきたいと思っております。

そして、今、教育長の答弁にありました、一体的になって、図書館、中央公民館の手すりを付けたりした、それで整備をしていきたいということでした。

駐車場の新たな整備というのは、図書館側にある駐車場は道路に面してます。動線としては社協のすぐ隣ですけども、駐車場から道路を通過して、図書館の正面入り口から入ってくるという動線でございますけども、と同時に、駐車場側から図書館のほうに入っていく、いわゆる軒を通過していく道がございます。スロープがあって、そして、階段になってます。そしてまた段差があります。

あそこの整備も検討されてるんでしょうか。お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

図書館の駐車場につきましては、今、言いましたとおり、現行のものは一般の駐車場と共用されてる部分になっておりまして、そこから正面スロープまでも少し距離があつてということでしたので、現地を十分検証した結果、中間地点にかなり広範囲な敷地がございます。活用できるスペースがですね。ですから、そこを道路と、一部、垣根を取り除きまして、直接、身障者用の駐車場のみの駐車場とするとかなりの、先ほどありました役場のそういった形状に近い形でできる計算になっておりますので、そういったところについて、先ほどありました壁側のほうじゃなくて、正面の整備されているスロープがそのまま活用できるということになります。

中央公民館につきましては、現在あるスロープのすぐ手前のほうに駐車場を新しく整備する計画でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

分かりました。とても充実した内容になると思っております。引き続き、できるだけ、できれば早くお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。うふくんで一た。

○議長（榮 哲治君）

これで生島常範君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

暫時休憩します。再開は16時ちょうどから始めたいと思います。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時00分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第6 承認第2号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

△ 日程第7 承認第3号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

△ 日程第8 承認第4号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

△ 日程第9 承認第5号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

△ 日程第10 承認第6号 令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

## の専決処分について

### △ 日程第11 承認第7号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） の専決処分について

#### ○議長（榮 哲治君）

日程第6、承認第2号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてから、日程第11、承認第7号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてまで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

#### ○町長（隈崎悦男君）

それでは、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第2号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第10号）ほか5件について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

承認第2号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第10号）でございますが、歳入歳出それぞれ2億3,111万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億1,699万円とするものでございます。

繰越明許費の追加及び変更につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、追加するものは高圧設備取替業務、社会保障税番号制度システム整備事業、情報無線施設管理事業、移住促進事業、子育て世帯臨時特別支援事業、塵芥処理事業（粗大ごみ置場対策）、早町小学校体育館玄関修理でございます。変更し増額するものは、喜界町堆肥センター用地整地事業、小学校費の学校保健特別対策事業でございます。一方、変更し減額するものは、社会資本整備総合交付金事業、港湾、中学校費の学校保健特別対策事業でございます。

地方債の変更につきましては、8ページの第3表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、公営住宅建設事業債、公共事業等債でございます。

それでは、2ページから6ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、2ページから4ページにかけて款ごとに補正の増減を上げてありますが、合計しまして4ページのとおり2億3,111万円の減で、補正後の歳入は70億1,699万円となっております。

次に、歳出でございますが、5ページをお願いします。

歳出の増額するものは、総務費2億3,578万円を増額いたしました。増額の理由は、減債基金積立金、喜界町ふるさと寄附金積立金、喜界町公共施設整備基金積立金、喜界町災害対策基金積立金の増額によるものでございます。

一方、歳出の減額するものは、議会費738万9,000円、民生費1億2,225万7,000円、衛生費5,531万5,000円、農林水産業費7,836万9,000円、商工費3,455万6,000円、土木費3,602万円。6ページをお願いします。消防費1,208万3,000円、教育費1億1,629万2,000円、災害復旧費168万円、公債費292万9,000円を減額いたしました。各種事業等の執行残による減額でござい

ます。

次に、承認第3号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ7,766万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,199万3,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ220万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,354万7,000円といたしました。

事業勘定の減額の主な理由は、保険給付費の一般被保険者療養給付費の減額によるものでございます。直営診療施設勘定の減額は執行残でございます。

次に、承認第4号、令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,407万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,564万1,000円といたしました。

減額の主な理由は、保険給付費の介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費の減額によるものでございます。

次に、承認第5号、令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ164万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,516万2,000円といたしました。

減額の主な理由は、保険基盤安定分担金の減額によるものでございます。

次に、承認第6号、令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ95万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,231万6,000円といたしました。

繰越明許費の追加につきましては、4ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、追加するものは農業集落排水基金積立事業でございます。

地方債の変更につきましては、5ページの第3表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは下水道事業債、辺地対策事業債でございます。

歳出の減額の主な理由は、下水道処理施設改良工事の減額と施設管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第7号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ331万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,862万1,000円といたしました。

地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは下水道事業債、辺地対策事業債でございます。

減額の主な理由は、施設管理費の執行残によるものでございます。

以上6件について御報告を申し上げますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第2号から承認第7号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号から承認第7号までの専決処分の承認を求める6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてから、承認第7号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてまでの6件は、承認することに決定いたしました。

△ 日程第12 承認第8号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第12、承認第8号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

承認第8号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

歳入歳出それぞれ1億1,630万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億8,040万8,000円といたしました。

増額の理由は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業費の追加によるものでございます。

以上、御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分については、承認することに決定しました。

---

△ 日程第13 承認第9号 喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第14 承認第10号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、承認第9号、喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第14、承認第10号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまで、2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

承認第9号、喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分ほか1件につきまして、専決処分の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第9号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。



上程理由は、地方税法施行令の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されております。  
改正の内容は、法人の町民税の申告納付に関わる法律改正に伴う規定の改正並びに固定資産税課税台帳の閲覧手数料及び事項の証明書の交付手数料に関わる法律改正に伴う規定の改正を受け、喜界町税条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第10号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

上程理由は、地方税法施行令の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されております。  
改正の内容は、課税限度額に関わる基礎課税額63万円が65万円に、後期高齢者支援金等課税額19万円が20万円に引上げが行われております。

今回の税制改正を受け、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上2件につきまして、御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第9号から承認第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第9号から承認第10号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、承認第10号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

---

△ 日程第15 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

- △ 日程第16 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
- △ 日程第17 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- △ 日程第18 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）
- △ 日程第19 報告第8号 令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負変更契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第15、報告第4号、繰越明許費繰越計算書について（一般会計）から、日程第19、報告第8号、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負変更契約の締結についてまで、以上5件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

報告第4号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）ほか4件について御報告申し上げます。

報告第4号、令和3年度喜界町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、防災関連施設整備事業（志戸桶・早町地区）ほか25件で、翌年度繰越額総額は4億6,877万805円でございます。

次に、報告第5号、令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、農業集落排水事業基金積立金事業ほか1件で、翌年度繰越額合計は3,505万4,000円でございます。

次に、報告第6号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2号の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、公営企業法適用推進業務委託ほか1件で、翌年度繰越額合計は3,436万円でございます。

次に、報告第7号、令和3年度喜界町下水道事業会計予算の繰越額は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、給水管工事617万5,000円でございます。

次に、報告第8号、専決処分について、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負変更契約を締結したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告をするものでございます。

- 1、契約の目的、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）。
- 2、契約金額、変更する額82万1,571円の増額。
- 2、変更後の契約金額5,360万円。

3、変更前の契約金額、5,277万8,429円。

3、契約の相手方、大島郡喜界町大字早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜。

4、変更理由、消波ブロック作業内容変更に伴う増額でございます。

以上5件について、御報告申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第20 議案第24号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第20、議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,226万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億266万8,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、辺地対策事業債、公営住宅建設事業債を増額し、過疎対策事業債を減額するものでございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増減について説明申し上げます。

歳入については全て増額でございます。国庫支出金6,354万4,000円、県支出金900万円、繰入金2,626万6,000円、諸収入785万円、町債1,560万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いします。

歳出の増でございますが、総務費1,858万4,000円、民生費6,354万4,000円、農林水産業費17万9,000円、商工費2,065万3,000円、土木費1,130万円、消防費800万円を増額するものでございます。教育費につきましては増額はございません。

今回の補正予算の主なものは、町民税非課税世帯等臨時特別給付金、それから、空港臨海公園の施設改修工事の追加が主なものでございます。

以上、御説明を申し上げますが、御審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第21 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画について

△ 日程第22 議案第26号 喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第21、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画についてから、日程第22、議案第26号、喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

条例関係等につきまして、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画についてほか1件について御説明申し上げます。

まず、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画について御説明申し上げます。

この計画は5年ごとに策定しておりますが、令和3年度をもって終了したため、令和4年3月31日を基準日として、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を改めて策定するものでございます。

なお、計画に記載されました事業を執行する際に普通交付税の算定基礎となる辺地債を財源として充てることのできるため、計画策定により財政上の優遇措置を受けることができることを申し添えます。

次に、議案第26号、喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

喜界町の地理的条件による妊産婦の経済負担の軽減を図るため、妊婦健診の旅費、宿泊費を助成するものでございます。また、出産時の宿泊費の助成を31日分の限度としていたものを38日分の限度へと拡充するものでございます。

以上2件につきまして御説明いたしました。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第26号については、お手元に配付してあ

ります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第23 議案第27号 高規格救急自動車の物品売買契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第23、議案第27号、高規格救急自動車の物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第27号、高規格救急自動車の物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、契約目的は、高規格救急自動車購入。契約の方法は指名競争入札。契約金額は3,531万円。契約の相手方は、鹿児島市西千石町1番28号、鹿児島トヨタ自動車株式会社、代表取締役市坪文夫でございます。

指名業者につきましては、鹿児島トヨタ自動車株式会社と鹿児島日産自動車株式会社の2社でございます。

なお、納品につきましては、令和4年12月28日を予定しております。ただし、期間内に納入できない場合、本町に納入期限延期申請書に信用ある事実証明書を添えて提出し、本町が認める場合に限り、納入を令和5年3月31日まで延長できるものとします。

高規格救急自動車については、購入後18年が経過しておりまして、車体の老朽化の進みから車両及び資機材不良もあり、緊急現場で使用する車両として万全とは言えない状況でございます。救急現場で安全確実な活動を行う上で、高規格救急自動車の更新が必要となっております。

以上、説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号、高規格救急自動車の物品売買契約の締結については可決されました。

---

△ 日程第24 陳情第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

○議長（榮 哲治君）

日程第24、陳情第7号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月13日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時25分

# 令和4年第2回喜界町議会定例会

令和4年6月13日

(第2日)

令和4年第2回喜界町議会定例会

令和4年6月13日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第24号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第2 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第3 議案第26号 喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第4 陳情第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

- 日程第6 議案第28号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

- 日程第7 議案第29号 財産の貸付について

- 日程第8 議案第30号 令和4年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結について

- 日程第9 議案第31号 令和4年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地J棟）の工事請負契約の締結について

- 日程第10 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について

- 日程第11 議員派遣報告について

- 日程第12 議員派遣の件について

- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について



1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	3番	生島常範君
5番	倉橋博都君	6番	榮優太君
7番	野間弘也君	8番	良岡理一郎君
9番	河上弘仁君	10番	幸一美君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

---

1. 欠席議員（1名）

2番 米田信也君

---

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君      事務局 局長補佐 竹内功君

---

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第24号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。報告いたします。

去る6月6日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の審査が終了いたしましたので報告いたします。

当委員会は、6月8日、全員出席の下、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に1億2,226万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億266万8,000円とするものです。

総務課所管分について。歳入について、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,626万6,000円の増額は、一般財源調整のため。

款21諸収入、項4雑入、目3雑入785万円の増額は、一般コミュニティー助成事業200万円、その他雑入585万円です。

歳出について。9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13諸費500万円の増額のうち、総務課分は一般コミュニティー助成事業補助金200万円で、羽里集落です。

目22喜界町光ブロードバンド管理費650万円の増額は修繕料で、県の農村整備事業工事で光ファイバーケーブルが当たる箇所があるために、県が585万5,000円補償で、残りの65万円が町負担分です。場所は坂嶺集落の排水路です。

目35新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費519万1,000円の増額は、時短要請協力金給付事業県負担金のうち1割で、町の負担分です。

11ページ、款8消防費、項1消防費、目3防災・災害対策費800万円の増額は、不発弾処理のための需用費50万円は土のう袋代で、役務費750万円は土のう作成から撤去処分までの手数料です。

防災・災害対策費の不発弾処理については国等の補助が出ないのかとの質疑に、不発弾処理については、特別交付税にて50%の補助があるとのことでした。

企画観光課所管分。歳入について。7ページ、款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県

補助金900万円の増額は地域振興推進事業補助金で、スギラビーチアクセス道路改修事業です。

歳出について。9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費74万円の増額は、サンゴ寮裏側の木の伐採手数料です。

目13諸費500万円の増額のうち、企画観光課分300万円は喜界町夏まつり協賛会補助金です。

10ページ、款6商工費、項1商工費、目2観光費2,065万3,000円の増額は、旅費18万円、鹿児島空港開港50周年イベント参加3名分です。

需用費96万6,000円の内訳は、消耗品費46万5,000円は喜界町オリジナルお土産用袋やテープを各種イベント等で利用するために作成するもの。

修繕費50万1,000円は、池治海水浴場にシャワールームを設置するものです。

委託料44万5,000円は、シルバー人材センターへの公園管理委託料20万8,000円、ファームステイサイトの開設等で23万7,000円です。

使用料及び賃借料6万2,000円、工事請負費1,900万円は、スギラビーチアクセス道路整備に伴うもので、アスファルト舗装で延長320メートルです。

次に、町民税務課分について。歳出は9ページ、款の2総務費、項の2徴税費、目1税務総務費115万3,000円の増額。委託料63万1,000円は、土地評価替えに伴い不動産鑑定士に業務委託するためのものです。

地方税電子化協議会負担金52万2,000円は、新たに車体課税関係負担金が追加になったためです。

教育委員会事務局分。歳出について、12ページ、款9教育費、項5社会教育費、目7埋蔵文化財発掘調査費については、当初2名の一般事務会計年度任用職員を予定していたが、発掘整理作業を優先するというので、会計年度任用職員報酬を会計年度任用職員給与に組み替えるものです。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

#### ○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

報告いたします。

去る6月6日、本会議において当委員会に付託されました議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管分の審査概要について、主なものを御報告申し上げます。

当委員会は、委員5名出席の下、審査期間を6月8日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,226万円を追加するものです。

まず、農業振興課分について。ページは10ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農

業者年金受託事業費、節22償還金、利子及び割引料の返納金17万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で出張研修が中止になったことにより返納金が生じたとの説明がありました。

次に、まちづくり課分について。ページは11ページ、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節14工事請負費の道路改良工事600万円の増額は、島中地区の水路補修工事を3年計画で行う予定でしたが、道路に陥没箇所が見受けられ、安全面から早期に整備を行う必要があると判断し、今年度で全補修工事を完了するためとの説明がありました。

委員から、補修工事の道路距離、進捗について質疑があり、総延長は130から150メートルで、昨年度30から40メートル程度工事を行っているとの答弁がありました。

款7土木費、項4住宅費、目2地域住宅交付金事業費、節14工事請負費の住宅新築工事530万円の増額は、資材の高騰によるためとの説明がありました。

委員から、今後さらに資材等の高騰が懸念されるが動向についての質疑に、現状の高騰資材は、前年度整備を行った宮戸住宅I棟と比較し、コンクリート1.19倍、鉄筋1.14倍、木材1.54倍が主な高騰資材増減率で、今後も高騰するのではないかと、また、資材の調達に遅延が生じるのではないかと懸念されるため、対策を検討しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉課分について。ページは10ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目6住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費5,502万4,000円は、住民税非課税世帯へ10万円を給付するもので、これまでに給付された世帯以外の対象世帯分で、対象者はこれまで同様との説明がありました。

款3民生費、項3児童福祉費、目5子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費852万円は、低所得者の子育て世帯に対する生活支援給付金で、支給対象者は令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯、または新型コロナウイルス感染症により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方へ、18歳までの子供1人当たり5万円を給付するためとの説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、当委員会に付託されました議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管分については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。

議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画について、審査が終了しましたので報告いたします。

この計画は、5年ごとに策定しておりますが、令和3年度をもって終了したため、令和4年3月31日を基準として、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を改めて策定するものです。

なお、計画に記載された事業を執行する際に普通交付税の算定基準となる辺地債を財源として充てることができるため、計画策定により財政上の優遇措置を受けることができるものです。

以上で審査を終了し、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第26号 喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、議案第26号、喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第26号、喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について、報告申し上げます。

これまで、出産時宿泊費の助成期間を出産予定日前の31日分を限度としていたものを38日分に、妊婦健診は1回の妊娠期間中につき14回を限度としていたものに、新たに産婦健診1回を限度とし助成すると改めるもので、そのため、第1条の文章中、妊婦健康診査を妊産婦健康診査と改正するためとの説明がありました。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第26号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号、喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

----- . - . -----

△ 日程第4 陳情第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

○議長（榮 哲治君）

日程第4、陳情第7号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

〔総務文教常任委員長生駒 弘君登壇〕

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

陳情第7号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について、審査が終了しましたので報告いたします。

陳情者は、喜界町湾71の1、原田ゆかり氏であります。

陳情の内容は、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施することと、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担割合を引き上げることを求めるものであり、各委員の意見は、子供の教育環境の充実につながるもので必要であることから、当委員会は、陳情第7号の願意は妥当であると認め、討論なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第7号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択の陳情については、委員長報告のとおり採択されました。

---

△ 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、御報告申し上げます。

報告第9号、専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、道路施設の瑕疵に起因する事故による損害賠償の額を定め和解することについて、別紙のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

理由としまして、専決第14号につきまして、法律上の義務に属する損害賠償で1件50万円以下のものに関わる和解及び損害賠償額の決定に関する事項であります。

損害賠償額5万1,370円、損害賠償の相手方、お手元の記載のとおりでございます。以下、乙と申し上げます。

事故発生状況、令和4年4月22日金曜日午後5時30分頃、町道小野津三原線を乙所有の車両が走行中、道路施設のグレーチング部分を通過した際に、当該グレーチングの跳ね上がりが生じ、当該車両のオイル板に接触し損傷させたものでございます。なお、車両の損害以外の被害はございませんでした。

過失割合としましては、道路施設管理瑕疵が原因であるため、相手方の過失はなく、車両修繕に要しました費用5万1,370円全額を損害賠償として支払うことで示談いたしました。

なお、支払いにつきましては保険会社からの支払いとなりますので、直接的に予算を伴わないものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

---

△ 日程第6 議案第28号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議案第28号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第28号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を



申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億6,454万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億6,720万8,000円とするものでございます。

それでは、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増減につきまして説明申し上げます。

歳入でございますが、国庫支出金9,516万4,000円、繰入金437万6,000円、諸収入6,500万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務費1億6,454万円を増額するものでございます。

今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の水産業者支援補助金、プレミアム商品券発行補助金、畜産事業者支援補助金、さとうきび生産者支援補助金、園芸生産者支援補助金の追加が主なものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### △ 日程第7 議案第29号 財産の貸付について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第29号、財産の貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、議案第29号、財産の貸付についてでございますが、次のとおり無償にて貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けしようとする土地についてでございますが、1、土地の所在地、地目、数量につきましては、（1）所在地、喜界町大字赤連字上原スク105番5。地目、雑種地。数量、1万1,522平方メートル。（2）所在地、喜界町大字赤連字上原スク148番。地目、畑。数量4,845平方メートル。

2、貸付け価格は無償。

3、貸付けの相手方、住所、大阪市北区梅田1丁目3番1の1200号。氏名、医療法人徳洲会、理事長安富祖久明。

理由につきましては、町民生活に欠くことのできない医療提供体制の維持存続と、病院建て替えによる機能強化を図り、併せて防災拠点区域に誘致することで災害時の連携強化を図るためでございます。

本件につきましては、議員の皆さんには、これまで全員協議会等を通しまして御案内のとおりですが、平成3年に現在の場所に開設した徳洲会病院も30年が経過し、施設の老朽化が進み、また、防災上の観点から高台移転を念頭に建設用地を検討しておりました。島内で唯一、入院、緊急対応機能を有する徳洲会病院は町民の生活に欠くことのできないものでありますし、新たな病院が町の防災拠点区域にあることで、災害時の連携強化を図ることができます。町民の皆様の安心安全にもつながるものと確信しているところでございます。

病院側の大まかなスケジュールについては、お手元に資料を配付してございますが、議決後は造成工事に入り、年内に造成工事を終え、本体工事に入ります。今のところ、令和6年4月初旬の開院を目指す計画となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号、財産の貸付については、原案のとおり可決されました。

---

△ 日程第8 議案第30号 令和4年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第8、議案第30号、令和4年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第30号、令和4年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結について、御説明申し上げます。

財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、契約目的としまして、令和4年度電算用関連機器共同調達物品売買契約。契約の方法、指名競争入札。契約金額846万5,820円。契約の相手方、鹿児島市東開町4番地104号、株式会社南日本情報処理センター、代表取締役中村洋でございます。

指名業者につきましては、株式会社九州日立システムズ南九州支店、それから富士電通株式会社、株式会社南日本情報処理センター、ユニバーサルソフト株式会社の4社でございます。

電算用機器共同調達につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会が、各市町村の電算関連経費の削減を図るために実施している事業であります。

また、本議案につきましては、昨今のコロナ禍における行政業務の遂行に資するための端末購入となっております。

以上、御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号、令和4年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結については、可決されました。

---

#### △ 日程第9 議案第31号 令和4年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地J棟）の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第9、議案第31号、令和4年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地J棟）の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第31号、令和4年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地J棟）の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和4年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地J棟）。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1金、1億1,506万円。契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社の5業者でございます。

工事内容は湾宮戸団地（J棟）の新築工事で、木造総面積277.96平方メートルでございます。内訳は、1階部分が、1DK36.1平方メートルが1戸、2DK、54.15平方メートルが2戸、2階部分が、3DK66.78平方メートルが2戸の計5戸でございます。

なお、工期につきましては、令和5年1月10日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、令和4年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地J棟）の工事請負契約の締結については、可決されました。

---

#### △ 日程第10 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について

○議長（榮 哲治君）

日程第10、発委第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について、総務文教常任委員長より提出されておりますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### △ 日程第11 議員派遣報告について

○議長（榮 哲治君）

日程第11、議員派遣報告についてを議題とします。

議員派遣報告の申出がありますので、発言を許可します。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

行政視察報告をいたします。

去る5月10日に行われた奄美群島市町村議会議員大会に併せ、前日の9日、龍郷町において行政視察を行いましたので御報告申し上げます。

初めに、荒波地区にあります荒波龍美館での研修について。

研修に対しましては、竹田泰典龍郷町長、前田豊成龍郷町議会議長、担当課長ほか職員の方にお越しいただきました。

竹田町長より、事業取組への経緯についてお話があり、龍郷町全体では人口が増加している傾向にありますが、この荒波区においては人口減少と少子高齢化が著しいことから、地域住民の思い、要望を最大限に活用することで、地域に根づいた事業構築に取り組めると考えたところのお話がありました。

そこで、平成28年度地方創生加速化交付金を活用し、人の流れを生み出し、地域の稼ぐ力の創生を目的にした、秋名・幾里魅力化プロジェクトをスタートさせました。大学の学生による地域の魅力や資源の掘り起こしのフィールドワーク、研究調査と、地域住民を交えたワークショップを開催。その中で、地域に必要なものとして、訪れる人が食事や宿泊ができる場所が挙げられました。

平成29年度には、地域活性化センター補助金を活用し、平成28年、龍郷町では初めて採用と

なった地域おこし協力隊員の村上裕希さんを中心に、住民が受入れ主体となり、地域の伝統行事を活用した体験ツアーの実証事業を開催するなど、地域として観光客を受け入れる体制の構築を図りました。

平成30年度奄美群島成長戦略推進交付金を活用し、地域住民の有志によって、一般社団法人E'more秋名が設置され、空き家を改修したゲストハウス「GAMA屋」の運営をスタートしました。令和元年度に、レストランで提供する地域食材を活用したレシピ開発、人材育成研修の実施を行いました。令和2年度に、奄美荒波龍美館運営開始。令和3年1月には、たつごう移住ガイドセンター「住もうディ！」を開設。移住相談窓口として運用し、移住者受入れ増加への取組を行っております。

そのほか、町が運営を行っているたつごうレンタルサイクル「Eバイク」について、料金設定、補償内容などの説明がありました。Eバイクは、モーターの力でペダルを回す力をアシストするスポーツタイプの自転車で、長距離や山越えもEバイクが体と心理的負担を軽減できる自転車として注目されています。本町においても取組が検討されておりますが、世界で脱炭素社会の取組が行われる中、喜界町の地理的条件などを鑑みるとニーズのある取組ではないかと思う次第でございます。

荒波龍美館の取組での町全体から地区や集落に応じた施策、事業展開や地域住民の意見を最大限活用することで、地域住民と共につくり上げる事業展開は、課題解決に継続的、発展的に取り組めるのではないかと。具体的には、土岐議員の一般質問でもありましたが、各家庭の家庭料理を日替わりで提供、また、一般社団法人設立は地域おこし協力隊員の方を中心に、町民の参加、出資での設立は参考になると考えるところでした。

次に、就労継続支援B型「あまみん」について。就労継続支援B型は、企業、団体に就職することが困難な障がい者の方に、就労につながるよう支援を行う施設です。「あまみん」の代表取締役田中さんは、埼玉県出身で、琉球大学を卒業後、28歳で信州大学医学部保健学科に入学、32歳で作業療法士となり、沖縄の精神科病院で精神デイケア、精神科訪問看護及び退院前訪問に従事。40歳で奄美大島に移住。奄美病院附属精神科訪問看護ステーションに勤務。その後、「あまみん」を起業し、現在6年目を迎えております。

スタッフは、作業療法士、精神保健福祉士やヨガインストラクターなど多種多様で、10名です。

利用者の登録者数は30名で、1日平均20名が通所しています。男性は統合失調症の方が多く、女性は気分障がい系が多いそうです。

「あまみん」での仕事は、外作業、農福連携チーム、食品加工、ジェラートチーム、パソコンチーム、リワークに分かれており、利用者に応じた就労体制に取り組んでおります。

就労継続支援B型は、稼いだ分からしか工賃を出してはならないルールがあるため、原料の生産、加工、販売、マーケティング、事務作業をチームで役割分担し連携することで、売上げ向上につなげ、工賃増額に取り組んでいます。

その中で、奄美群島の食材を生かしたジェラートを製造販売しています。マンゴー、パッションフルーツ、タンカン、黒糖、ゲットウ、ハチミツ、塩など、その中に、喜界島の白ゴマを使用したジェラートも販売されております。また、地域農家での作業を行い、その対価として

作物を頂くことで、商品製造のコストを削減につなげております。

運営費用については、国の補助金を様々な分野で多くの申請を行い、現在、龍郷町からの助成金には頼らない運営を行っております。

「あまみん」がこれから目指す取組として、地域ぐるみの6次産業化で、奄美らしい農業加工品を県外に出荷し、工賃、充実感、地域力アップを図り、それにより、就労支援だけでなく、障がい者雇用の推進を図り、就職先の構築につなげることを目指しております。

施設については、ジェラートを製造する加工所、販売所、農業ハウスがあり、そのほかに、交流が図れるフリースペースが整備されており、のどかで遊び心のある施設となっております。

田中さんの自助ある運営、それに共感を持つ方が協力する共助、国の力を活用する公助。事業を展開するには、田中さんのような人材の育成、確保の必要性を強く感じました。

今回の視察の中で、地域の風土、生活の実情や歴史、利用者の方の将来を見据えるなど、対処法ではなく、根本からの解決を考えた施策や事業展開を考えなければならぬと感じるところでありました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで議員派遣報告を終わります。

---

#### △ 日程第12 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

---

#### △ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

# 参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

## 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、地方財政を確保したうえで義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月13日  
鹿児島県喜界町議会  
議長 榮 哲治

衆議院議長	細田 博之殿
参議院議長	山東 昭子殿
内閣総理大臣	岸田 文雄殿
財務大臣	鈴木 俊一殿
総務大臣	金子 恭之殿
文部科学大臣	末松 信介殿

## 各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第24号 議案第25号  陳情第7号	令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置 等に関する法律に基づく総合整備計画について  教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き 上げをはかるための、2023年度政府予算にかかる意見書採択 の陳情について
産業福祉 常任委員会	議案第24号 議案第26号	令和4年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 喜界町妊産婦支援条例の一部を改正する条例について